

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 国連関係植民地独立宣言（沖縄）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43845

未往電之他

秘

電信写

總第 23556 号 昭和 33.10 月 28 日 16 時 00 分発

暗平 第 647 号 (LTP) 主管 田中

大臣 閣下 (協議)

政務次官 總 務長、藤、東

事務次官 藤、藤、北

外務審議官

官房長 (回覧)

(1/511)

在 閣下 松平大使 宛 小坂 大臣宛

電報 在 宛

件名 ヲ原の植民地獨立宣言問題に関する件

(以下別紙)

貴電第1136号に関し、

本問題に関するわが方の基本的立場次の通り

1 ソ連は今次総会において反植民主義をせんだつてA.A.グループを惹きつけ、西欧を孤立化させることを目的としており、植民地独立宣言案はその有力な一手段である。

2 従つて、本宣言案をめぐつて西欧が孤立化する如きことなきよう努力することを第一義とする。そのため、一切の植民地及び信託統治地域を即時無条件で独立せしむべしとするソ連の主張が非現実的であり、コンゴの例における如く徒らに混乱と無秩序をもたらすものなることを説く一方、憲章第11章および第12章の目的の実現を促進するため関係国が国連との協力の下に一層の努力をする必要を強調し、それが憲章の理想達成のシヨウ径なることを説く必要がある。

3 一般に植民地問題についてA.A.諸国が西欧諸国に対し *suspicion* をいだきおることは事実につき、西欧諸国の側においてもこの機会に極力かかる *suspicion* の払拭のため積極的に努力することが国連対策上必要なる所以を適宜アドバイスされたい。

4 A.A.グループにおいて本宣言案に代る決議案等起案の際は上記趣旨に基づき行動し、穏健な趣旨のものとするよう積極的に努力ありたい。

5 なおソ連宣言案中に沖縄が言及されおるも、わが国はこれに対して潜在主権を有しており、その主権回復までの間においても日米間の協議により住民の経済、福祉向上のための諸措置がとられ、著しい進展を見せている。従つてソ連の如く沖縄を他の植民地同列に論ずることは全く不当かつ無意味であると考え。よつて沖縄につき積極的発言の要なきも、貴使において適当と認める際は、この趣旨を発言されて差支えない。 (了)

南青班

電信写

主管課長へ
本電主管、配布先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

昭和35 2.3848 (国政)

略 国選 10月27日2205 発
本省 28日1154 着

小坂大臣 松平大使

(国連特別政治委員会に関する件)

第1225号

在電第1186号に關し

1. 27日AA会議において議長(ビルマ)よりソ連代表が本件の總會審議をできるだけ速やかに行ないたい旨總會議長に要請したことに関し、總會議長より右に關しAA諸国の意向を承知した旨依頼があつた旨披露した(ソ連は第四委員会において本件と趣旨の撞着する諸決議案の表決が行なわれるのを慮り1日も速やかに取上げられることを望んでいたもので、右もソ連の早期審議要請の理由の一つと考えられる)。右に關しメノン代表は本件の至急討議を望ましく、またソ連の宣言案に對抗しアジア・アフリカの宣言案ないし決議案を用意する要あり、そのた

外務省

主管課長へ (第1225号の2)

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

め直ちに少数のworking groupを任命し、来週申すには成案を得てAA全体会議で討議すべき旨述べた。右に對しアフガン、チュニジア等は本日会議出席率悪く(約20)、特にアフリカ新加盟国は2、3を除き欠席しおる状況に鑑み本件の如きアジア、アフリカにとり最も重要な問題は全員の出席を得て審議をつくすべしと述べ、右がギニア等より本件の至急審議の要望もあり、明8日午後3時改めて審議することとなつた。
2. ついては冒頭往電のわが方の基本的立場につき至急御検討を得たし。特にフルシチョフ首相提出の宣言案A/4502の10ページに沖繩を西イリアン、ゴア、プエルトリコ等と併記して言及しおるところ、沖繩についてソ連等が会議の席上言及した際のおが国の応酬ぶりにつき特に御指示を得たい。

行は速いに訓令す可 (了)

配布先 大臣、次官、外務審議官、官房長、庶務、米、歐、各局、長、北、西、参、米、北、歐、各課、条、規、国、政、社、管、資、委

外務省

秘

主管課長へ
本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲所に連絡をう

電信写

昭和35 5月3日 (日改)

略 国 連 11月4日 3.7.5 発
本 省 5日 3.3.5 着

小 坂 大 臣 松 平 大 使

(植 民 地 独 立 宣 言 問 題 関 係 件)

第 1 3 7 1 号

往 電 第 1 3 4 4 号 関 係

1. 4日午前 Working Committee を閉議、引続き起草委員会案を審議したがモロッコが主文を別電第1号の通り修正することを提案、レバノン、エチオピア等は右モロッコ修正案の末尾を and condemn any violation of integrity of national territory とすることを示唆した。ギニアは3日ガナアの提案した前文末尾の項の削除及び前文第9項の修正案(往電第1346号参照)を支持し宣言の項を全部前文に入れることを提案した。

2. インドのメソンはソ連が本件議題の要請園であり、同園はすでに宣言案(A/4502)を提出しており、右案が表決の際し priority を

インドメソンはソ連が本件議題の要請園であり、同園はすでに宣言案(A/4502)を提出しており、右案が表決の際し priority を

秘

主管課長へ
本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲所に連絡をう

電信写

持っていることを念頭に置きソ連との conflict を避けるため同案で受諾可能な部分、例えば13ページ末尾の / 及び 3 はわれわれにとり採択可能なること、coloured areas (例えばアルゼリア、インドネシア) に対して言及の要あること等を示唆した。

3. 本件メソンの発言はせつかく軌道に乗りかけた Working Committee の仕事を混乱せしめる恐れありとして皆迷惑顔で聴取していたが、イランは仕事を軌道に乗せる必要を強調し、ギニア、エチオピア等は、3名の起草委員を任命して今までの修正案及び示唆を勘案の上さらに決議案を作成することを提案、結局イラン、ギニア、インドネシア及びモロッコが委員に任命された。

(4) なおインドネシアは起草委員会案の主文の The peoples in all territories ^{dependent} の字句及びガナ修正案(往電第1346号なお同案の196.2は削除ありたい)の peoples on all

秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡する号の3

電信写

territories that are not yet fully independent

の字句の概念が明確ならず沖繩等が入るかも知れないとの疑問が生じ得るゆえ右がいまだ sovereignty を持たない領土に限定されていることが明確になるような字句、例えば trust and non-self-governing territories を採用

する要ありと述べた(右は同国が西イリアンを憂慮しての発言と見受けられる)

- 5. 最後に宮崎より、日本は
 - (i) practicable な案であること
 - (ii) 世界の全地域を包含し得るような案であること
 - (iii) 総会で満場一致または右に近い票を得る見込みのものであること
- の3原則より主文修正案を作成したので右を前記3の新起草委員会に提出する旨述べた。

6. 新起草委員会は午後より作業を開始したが、右開始前イラン代表を通じ別電第2号のわが方修正案を起草委員会に提出した。

秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡する号の4

電信写

なお右案は起草委員会の案を基礎として(往電第135号のわが方案のラインにて修正した)ものなり。

(了)

配布先 大臣、次官、外務審議官、官房長、亜、米、欧、条、国、情各局長、亜審、米参、欧参、条参、国参、東、西、米谷課、欧各課、条規、国政、社、管、情道、啓

施政権返還に関する要請決議

沖繩住民は、日本国民として自由な生成発展を遂げるため、祖国復帰を切実な願いとして機会あることに訴えてきたのであるが、アメリカ合衆国は十五年の長期に亘り住民の意に反してその統治を続けてきた。

また、国際連合憲章によれば、加盟国間の関係が主権平等の原則の尊重を基礎とすることに鑑み、日本国が国際連合に加盟している現在、日本国の一部である沖繩の統治がなおアメリカ合衆国によつてなされていることは、右の原則に反するものと思料される。

よつて琉球政府立法院は、沖繩九十万住民の意思に基き、かつまた、右の原則の立場に立つて、アメリカ合衆国が沖繩の施政に関する権限を日本国に返還せられるよう要請する。

右決議する。

一九六一年二月一日

琉球政府立法院

アメリカ合衆国大統領
" 上院議長
" 下院議長
" 国防長官
琉球列島高等弁務官

あて

施政権返還に関する要請決議

沖縄住民は、日本国民として自由な生成発展を遂げるため、祖国復帰を切実な願いとして機会あるごとに訴えてきたのであるが、アメリカ合衆国は十五年の長期に亘り住民の意に反してその統治を続けてきた。

また、国際連合憲章によれば、加盟国間の関係が主権平等の原則の尊重を基礎とすることに鑑み、日本国が国際連合に加盟している現在、日本国の一部である沖縄の統治がなおアメリカ合衆国によつてなされていることは、右の原則に反するものと思料される。

よつて琉球政府立法院は、沖縄九十万住民の意思に基き、かつまた、右の原則の立場に立つて、祖国政府が沖縄の施政権返還実現のため積極的外交交渉を行われるよう強く要請する。

右決議する。

一九六一年二月一日

琉球政府立法院

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

あて

1961. 9. 28

琉球新報

沖縄を国連管理下に

【国連本部・密田特派員二十七日電】連日二十七日夜、国連に出た植民地解放宣言は、関係する地域の中で「本州諸島及び沖縄」を除く「一部多分」を国連が管理し、これを「植民地」の「植民地」に管理下に置くことを提案した。

この連日、国連本部は、十二月十四日、植民地解放委員会が、英、ポルトガル、ベルギー、西方植民地解放に賛同する「植民地」を八項目に分けて、この宣言の趣意を述べた。

「一、六二年、植民地完全一掃の年とする。
二、その実施を管理する国連委員会の設置。
三、その実施を管理する国連委員会の設置。
四、その実施を管理する国連委員会の設置。
五、その実施を管理する国連委員会の設置。
六、その実施を管理する国連委員会の設置。
七、その実施を管理する国連委員会の設置。
八、その実施を管理する国連委員会の設置。」

18512年11月
（因在外表部心21号：新電電線）

215

ソ連は9月20日の不連続（急急心）に

「7」首相の演説に同意して、同日は

経済議定書高簡と「1」植民地

の承認、植民地建設の資金貸付の

同意案、を同議案の追加議案として

承認された。

外交官 A/4562 の 10 頁に

「大植民地、陸地陸地等心加え、大

国の中心は、世界を P 424 に

strong point) を保持して

の中心は、心21号「田心P」

②
線、21号、70号心13の心27、米

一中表の領域を占領し侵略を

つらつらと侵襲し、

21号心21号の表電法下工

一中表の領域内心のPに

又は領地 (possession) を

21号心21号？ 心21号第22の植民

地政学心21号の直接の

(survival) 心21号心21号？

(表電法1225号)

上記心21号：10月27日

心21号

心21号心21号、心21号心21号の

の基本方針の指示を

心21号心21号ソ連心21号の

丹江口貯水池の建設の急務に
つて、清室の意向（~~122~~）
この案は、9月24日、10月28日
（~~122~~）
「S. 4. 4. 1. 遼寧省の中心地として
その地は、わが國に於いては、
在るべき地である。この地は、
の向心地として日本國の協定に
入るべき地である。この地は、
その地は、遼寧省の中心地として
この地は、遼寧省の中心地として
この地は、遼寧省の中心地として

丹江口貯水池の建設の急務に
つて、清室の意向（~~122~~）
この案は、9月24日、10月28日
（~~122~~）
「S. 4. 4. 1. 遼寧省の中心地として
その地は、わが國に於いては、
在るべき地である。この地は、
の向心地として日本國の協定に
入るべき地である。この地は、
その地は、遼寧省の中心地として
この地は、遼寧省の中心地として
この地は、遼寧省の中心地として

第15回国連総会における
「植民地及びその住民に対する独立宣言」を請

(昭36.9.23
北東アジア課)

1960年9月23日、フルブライトソ連首相は

第15回国連総会において「植民地及びその住民
に対する独立宣言」に関する演説を行い、ともに
ソ連の宣言決議案を国連に提出した。

しかしながら、アフガニスタン外24ヶ国AA
諸国は本問題はソ連の提案をまっぴりなく、
AA諸国が最も関心を蒙せしむべき立場から、

10月6日、本件起草委員会を設け、11月28日

国連に対して本件共同決議案を提出した。

その後、アラブ連合外17ヶ国が本決議案の

提出国に参加し、結局AA諸国43ヶ国の

共同決議案として提出したに至った。(最終提

案参加国はソマリアで、12月6日に参加した)。

12月14日、国連本会議においてはソ連

提案は可決に至らず、前記44AA諸国の提案

が賛成89(日本を含む)、反対を1乗取9

(米英仏を含む)により採決された。

但し、本採決宣言中にはソ連提案の内容

も多く取り上げられている。

上記宣言中、太平洋信託統治地時、及
中東小笠原ニ關係スル事項ニ要旨、下記スル。

記。

宣言事項 (2) 前記ノ人民ハ自決權ト有ス。

(5) 信託統治地時、反自治地時、及他

ノ非独立地時、及人民口實ニ前記ノ

権能ト移管ス。

(6) 一國ノ民族統一、領土保全ノ

分裂之目的トシテ、企圖シ、國連憲

章ニ反ス。

◎ソ連政府の「植民地問題」覚え書き要旨

(R P I 東京)二十八日のモスクワ放送によると、ソ連政府が植民地廃止問題について第十六回国連総会に送った覚え書きの要旨つぎの通り。

「国連総会が一九六二年を植民地主義の最終的廃絶の年と宣言するよう提案する。一九六二年までに地球の植民地制度の廃止を完了することは、もし平和を愛する国家、人民が植民地主義者の抵抗を打ち破るため力を合せるなら、これは全く現実的な課題である。」

「ソ連政府は植民地戦争を直ちに中止し民族解放闘争の弾圧を止め、植民地から外国軍隊を撤退させ、植民地の全外国軍隊を一掃するよう提案する。」

「国連は植民地人民に広い民主的権利を与える問題や植民地人民に対する戦争を止めさせる問題でも確固たる態度をとらねばならない。たとえば、もし南アフリカ政府が人種差別、隔離政策を固執し続けるなら、国連総会は正義の仕事を行ない、もし南ア連邦の国連除名を宣言すれば安保理事会はそれに相応する制裁を加えるであろう。」

「ソ連政府は国連内に植民地廃止宣言の実行を監督、管理する委員会を設置するよう提案する。この委員会には社会主義諸国、西側軍事ブロック参加国、中立国の三つの主要国家群が平等に代表されるべきである。」

「植民地保有大国は本質的に同宣言の要求を無視している。全
植民地人民に自決の権利を即時、無条件に与えよとの同宣言
の最も主要な要求は実行されていない。一九六二年一月にな
つてもなお七千七百万人の住民をもつ八十八の領土が植民地
支配の下におかれることだろう。もしこのようなテンポで非
植民地化が進むなら、同宣言の実現は数十年も引きのばされ
てしまふだろう。宣言に対する植民地主義者のやり方は、ポ
ルトガル、フランス、英国、ベルギー、イスパニヤ等の植民
地主義者が現代植民地主義の主要な支柱である米国の支持を
あらゆる点で頼りにしている、という事情から説明される。
現在米國が三百三十万の住民をもつ十二の植民地を支配して
いることは動かし得ない事実である。」

Declaration on the granting of independence
to colonial countries and people

The General Assembly,

Mindful of the determination proclaimed by the peoples of the world in the Charter of the United Nations to reaffirm faith in fundamental human rights, in the dignity and worth of the human person, in the equal rights of men and women and of nations large and small and to promote social progress and better standards of life in larger freedom,

Conscious of the need for the creation of conditions of stability and well-being and peaceful and friendly relations based on respect for the principles of equal rights and self-determination of all peoples, and of universal respect for, and observance of, human rights and fundamental freedoms for all without distinction as to race, sex, language or religion.

Recognizing the passionate yearning for freedom in all dependent peoples and the decisive role of such peoples in the attainment of their independence,

Aware of the increasing, conflicts resulting from the denial of or impediments in the way of the freedom of such peoples, which constitute a serious threat to world peace,

Considering the important role of the United Nations in assisting the movement for independence in Trust and Non-Self-Governing Territories,

Recognizing that the peoples of the world ardently

desire

- 2 -

desire the end of colonialism in all its manifestations,

Convinced that the continued existence of colonialism prevents the development of international economic co-operation, impedes the social, cultural and economic development of dependent peoples and militates against the United Nations ideal of universal peace,

Affirming that peoples may, for their own ends, freely dispose of their natural wealth and resources without prejudice to any obligations arising out of international economic co-operation, based upon the principle of mutual benefit, and international law,

Believing that the process of liberation is irresistible and irreversible and that, in order to avoid serious crises, an end must be put to colonialism and all practices of segregation and discrimination associated therewith,

Welcoming the emergence in recent years of a large number of dependent territories into freedom and independence, and recognizing the increasingly powerful trends towards freedom in such territories which have not yet attained independence,

Convinced that all peoples have an inalienable right to complete freedom, the exercise of their sovereignty and the integrity of their national territory,

Solemnly proclaims the necessity of bringing to a speedy and unconditional end colonialism in all its forms and manifestations;

And

And to this end

Declares that:

1. The subjection of peoples to alien subjugation, domination and exploitation constitutes a denial of fundamental human rights, is contrary to the Charter of the United Nations and is an impediment to the promotion of world peace and co-operation.

2. All peoples have the right to self-determination; by virtue of that right they freely determine their political status and freely pursue their economic, social and cultural development.

3. Inadequacy of political, economic, social or educational preparedness should never serve as a pretext for delaying independence.

4. All armed action or repressive measures of all kinds directed against dependent peoples shall cease in order to enable them to exercise peacefully and freely their right to complete independence, and the integrity of their national territory shall be respected.

5. Immediate steps shall be taken, in Trust and Non-Self-Governing Territories or all other territories which have not yet attained independence, to transfer all powers to the peoples of those territories, without any conditions or reservations, in accordance with their freely expressed will and desire, without any distinction as to race, creed

or

or colour, in order to enable them to enjoy complete independence and freedom.

6. Any attempt aimed at the partial or total disruption of the national unity and the territorial integrity of a country is incompatible with the purposes and principles of the Charter of the United Nations.

7. All States shall observe faithfully and strictly the provisions of the Charter of the United Nations, the Universal Declaration of Human Rights and the present Declaration on the basis of equality, non-interference in the internal affairs of all States, and respect for the sovereign rights of all peoples and their territorial integrity.

Declaration on the granting of independence
to colonial countries and people

The General Assembly,

Mindful of the determination proclaimed by the peoples of the world in the Charter of the United Nations to reaffirm faith in fundamental human rights, in the dignity and worth of the human person, in the equal rights of men and women and of nations large and small and to promote social progress and better standards of life in larger freedom,

Conscious of the need for the creation of conditions of stability and well-being and peaceful and friendly relations based on respect for the principles of equal rights and self-determination of all peoples, and of universal respect for, and observance of, human rights and fundamental freedoms for all without distinction as to race, sex, language or religion.

Recognizing the passionate yearning for freedom in all dependent peoples and the decisive role of such peoples in the attainment of their independence,

Aware of the increasing, conflicts resulting from the denial of or impediments in the way of the freedom of such peoples, which constitute a serious threat to world peace,

Considering the important role of the United Nations in assisting the movement for independence in Trust and Non-Self-Governing Territories,

Recognizing that the peoples of the world ardently
desire

第十五国連総会における植民地人民の自由と独立の宣言の決議文

desire the end of colonialism in all its manifestations,

Convinced that the continued existence of colonialism prevents the development of international economic co-operation, impedes the social, cultural and economic development of dependent peoples and militates against the United Nations ideal of universal peace,

Affirming that peoples may, for their own ends, freely dispose of their natural wealth and resources without prejudice to any obligations arising out of international economic co-operation, based upon the principle of mutual benefit, and international law,

Believing that the process of liberation is irresistible and irreversible and that, in order to avoid serious crises, an end must be put to colonialism and all practices of segregation and discrimination associated therewith,

Welcoming the emergence in recent years of a large number of dependent territories into freedom and independence, and recognizing the increasingly powerful trends towards freedom in such territories which have not yet attained independence,

Convinced that all peoples have an inalienable right to complete freedom, the exercise of their sovereignty and the integrity of their national territory,

Solemnly proclaims the necessity of bringing to a speedy and unconditional end colonialism in all its forms and manifestations;

And

And to this end

Declares that:

1. The subjection of peoples to alien subjugation, domination and exploitation constitutes a denial of fundamental human rights, is contrary to the Charter of the United Nations and is an impediment to the promotion of world peace and co-operation.

2. All peoples have the right to self-determination; by virtue of that right they freely determine their political status and freely pursue their economic, social and cultural development.

3. Inadequacy of political, economic, social or educational preparedness should never serve as a pretext for delaying independence.

4. All armed action or repressive measures of all kinds directed against dependent ^{peoples} shall cease in order to enable them to exercise peacefully and freely their right to complete independence, and the integrity of their national territory shall be respected.

5. Immediate steps shall be taken, in Trust and Non-Self-Governing Territories or all other territories which have not yet attained independence, to transfer all powers to the peoples of those territories, without any conditions or reservations, in accordance with their freely expressed will and desire, without any distinction as to race, creed

or

or colour, in order to enable them to enjoy complete independence and freedom.

6. Any attempt aimed at the partial or total disruption of the national unity and the territorial integrity of a country is incompatible with the purposes and principles of the Charter of the United Nations.

7. All States shall observe faithfully and strictly the provisions of the Charter of the United Nations, the Universal Declaration of Human Rights and the present Declaration on the basis of equality, non-interference in the internal affairs of all States, and respect for the sovereign rights of all peoples and their territorial integrity.

大 蔵 省
秘書官

アジア局長

北東アジア課長

閣
沖縄の国連管理区に~~係る~~する
ソ連提案について

昭36. 9. 29
北東アジア課

本件に関する別添新聞記事の内容は不明確
の甚多いので、ソ連提案の關係部分を直ちに調
(報告)
査するに当り、日連代表部に対して電報をも
て訓令した。

9月28日(月刊)

読 覧

沖縄を国連管理下に

【国連本部・安田特使二十七日ソ連に、千七百、四連、提出した植民地解放案に附行し、出すべき書の中で「太平洋諸島、いし沖繩を米領の一部となす」とを強調し、これを「国連の『嚴重な統一的な管理』に照くち提案した。

ソ連政府の提案は、全十三、町にわたる広範なのが昨年、十二月十四日締結された、植民地解放案を、英、米、ソ、トガル、ベルギーなど四方植民地が「被逐に求めている」事案を、各自に於いて、既にこの宣言の履行を推進するため

一、六年を植民地主権完全、一、その実施を管理するため、連に委員を設け、その管理で、被逐を、一切の植民地、信託統治の地、米領を、適用すべき、たの、この、国連は、米、大平、群、島、ない、は、沖繩、米、領、土、の、一、部、を、管理、する、の、を、許、す、の、結、果、永、久、で、は、米、領、地、と、し、て、ま、る、と、考、え、ら、れ、る、は、な、い、と、い、う、事、だ。

ソ連本部・安田特使二十七日ソ連に、千七百、四連、提出した植民地解放案に附行し、出すべき書の中で「太平洋諸島、いし沖繩を米領の一部となす」とを強調し、これを「国連の『嚴重な統一的な管理』に照くち提案した。

Soviet Nuclear Test

(朝日)

The Soviet Union has fired an atomic device in the atmosphere exposing the people of the world to danger. The Soviet nuclear weapon test came only two days after the announcement ending the ban on tests, and indicated that the Russians had been making preparations for tests even before making the announcement. The Russians had repeatedly denounced the United States and said that the Americans were planning to resume nuclear weapons tests and that they were enemies of mankind. However, with the announcement and the first test, the Russians proved that their words were not followed by their deeds. At the same time, their action contradicted their previous statement that the Berlin problem should be solved through negotiations. If they intend to solve the Berlin issue by armed threats and conclude a total disarmament agreement, it is undoubtedly an inhuman and dangerous method. They must stop testing nuclear weapons at once.

(毎日)

The White House has announced detection of a Soviet experimental nuclear explosion in the atmosphere. Part of the world had been wishfully thinking that although the Soviets announced a resumption of nuclear tests, they would refrain from such tests. But these expectations have been proven futile. That the test was conducted in the atmosphere, suffices to show that the USSR places the military objectives of the cold war before considerations for human health. It must be borne in mind that the Soviets have often promised that they will never resume nuclear tests unless the West first does so. The new Soviet firing of a nuclear device thus means they have broken this promise to the entire world.

(読売)

The White House has announced that the Soviet Union has detonated a nuclear device in the atmosphere. The motive for the Soviet resumption of nuclear testing apparently is to gain military supremacy over the West and by boasting of its massive nuclear weapons discourage the military expansionists of the West. The new Soviet test has relegated to the background the favorite Soviet diplomatic principles--peaceful coexistence and

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡

電信写

25506

亜北

平 国 連 省 9月29日2100発
本 省 30日1138着

小 坂 大 臣 岡 崎 大 使

国連提出のソ連覚書に関する件

第1420号至急

貴電第668号に関し

ソ連代表部提出覚書(国連文書としてはまだ配布なく、従つて下記は同代表部の非公式英訳によつた。右英訳文29日空送した)は全体8項よりなり、

(1) 第4項までにおいて、植民地独立宣言決議の履行が遅れていることを指摘し、ポルトガル、フランス、英国、ベルギー、南ア、オランダ等による右決議の不履行を例を挙げて非難したのち、

(2) 第5条において、これら諸国が右決議を無視しているのは米国の支援があるからであるとし、

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡

電信写

(第1420号の2)

米国はこれら諸国の植民政策を支持するのみならず、植民地抑圧のための武器の供給、経済援助、NATO等の軍事機関を通ずる支援を行ない、その独占資本による経済的搾取を行なつていと述べたのち、別電1(第1428号)のプエルトリコ、沖縄、太平洋諸島等を挙げて、米国自らも植民国家なりとしている。

(2) 覚書はさらに(第6項で西独の加担を難し、第7項で在外軍事基地の植民地抑圧のための利用をフランスのビゼルタ、英国の在アフリカ基地を挙げ非難したのち)第8項で大要別電2(第1428号)の通り。

以上のごとき植民制度を清算するための各種措置を提案し、かつこれら措置の履行を監督する国連の委員会(東・西・中立、3グループが代表される)の設置を提唱している。

了

配布先 官房長、亜局長、亜審、亜北、国政

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡をう

電信写

36

25507

亜北

平 国 運 9月29日2100 発
本 省 30日1155 着

小 坂 大 臣 岡 崎 大 使

国連提出のソ連覚書に関する件

第1428号 至急

付電第1420号別電1

(以下別紙英文)

配布先 官房長、亜局長、亜審、亜北、国政

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡をう

電信写

The United States supports its NATO allies in their colonial adventures also because the United States itself possesses colonies no matter how hard the representatives of the American government may try to deny this. What else but a colony in the real sense of this word is PUERTO RICO where two where two and a half million people live in conditions of severe exploitation? and what of Okinawa with its population of almost one million, this Japanese island seized by the United States and Studded all over with American air bases? and what of hundreds of islands in the Pacific whose inhabitants have been driven away from their native land due to the establishment of proving grounds to test American atomic and thermonuclear weapons? it is an indisputable fact that the United States today holds 12 colonial possessions with a population of 3.3 millions. Like other colonial powers, not only does the United States cling to its colonies but it would not be averse to laving hands on some new territories. It is well-known; for example, that of late the United States government has started an active backstage campaign at the United Nations with the aim of joining

外務省

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

to its territory, or to the territory of its colony
guam, the Pacific islands which after world war two were
transferred to the trusteeship of the United States
by a decision of the United Nations.

外務省

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

26 25508 亜北
平 陸 遠 9月29日21/10発
本 省 30日12/11着

小 坂 大 臣 閣 崎 大 使

国連提出のソ連覚書に關する件

第1428号 至急、別電

往電第1420号別電2

(以下英文)

配布先 官房長、亜局長、亜審、総、亜北、
国政

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

The Soviet Government proposes first of all that the General Assembly should declare the year of 1962 to be the year of the complete elimination of colonialism. To complete the elimination of the colonial system on the whole planet by the end of 1962 is quite a feasible task provided all freedom-loving states and people rally together in order to overcome the resistance of the colonialists.

But to indicate the date is not enough. It is necessary to define clearly and distinctly what must be done during that period in all colonies. Trust and other non-self-governing territories without exception to implement the requirements of the declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples.

If this practical approach to the implementation of the declaration is adopted the first requirement contained in the declaration itself obviously consists in the immediate termination of all colonial wars, all reprisals against the participants in the national liberation movement, withdrawal of all foreign troops from the colonies, and the dismantling of all foreign bases there. It is the direct duty of the United Nations to demand that these measures be put into

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

effect. So long as colonial wars are continued, so long as the territories of the colonies are occupied by the troops of the colonialists, so long as their military bases exist here, one cannot speak of any liberation of the colonies and, furthermore, not a single state of Africa, Asia or Latin America which has in recent years gained its independence, can feel itself secure.

The experience of the last year, however, shows irrevocably that it is not enough for the United Nations merely to demand that the colonialists should terminate wars against the colonial peoples. It is necessary for the colonialists to know that if they do not submit to this demand they will be punished and the sanctions provided for in the United Nations Charter will be applied to them with all the severity of international law. The Soviet Government believes that the General Assembly and the Security Council will be right if at this very stage they adopt a decision on sanctions with regard to Portugal which has refused to comply with the request of the United Nations to stop the war against the people of Angola.

In addition to the demand to terminate immediately colonial wars and all other forms of pressure on the

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

colonial peoples through the use of force, the United Nations should, in the opinion of the Soviet Government, make it incumbent upon the colonial powers to take such steps in the colonies that would ensure a real transition of all colonies to the state of independent nationhood before the end of 1962. The major step of this sort must naturally be the establishment of national organs of power in the colonies, and the United Nations should demand that this task be solved unconditionally and universally in all the colonies, trust and other non-self-governing territories within the next few months.

The creation in colonies of national organs of power is a serious and responsible task. In this matter it is impossible, of course, to rely on the colonialists, for even if they find themselves confronted with the necessity of setting up national administrations in the colonies, they will do their best to put their stooges and puppets in office. National administration must be created by the colonial nations themselves, and in order to enable them to do that, the United Nations should demand that the population of each colony be immediately granted broad democratic rights and liberties, including universal suffrage, the freedom

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

of speech, of the press, of assembly, as well as of the formation of national political parties, trade-unions and other public organizations. It is equally necessary to ensure the immediate abolition in all colonial territories of all the laws and regulations permitting discrimination for racial, religious or other reasons.

As regards the question of the democratic rights of the indigenous population and the question of ending wars against colonial nations, the United Nations should display firmness, or else it will not succeed in achieving any results. For example, if the government of the South African Republic persists in its policy of racial discrimination and apartheid, the expulsion of the South African Republic from the United Nations, while the Security Council applied to the South African Republic the appropriate sanctions which are provided for by the United Nations Charter. Let that be a lesson to all colonialists and racists.

The termination of colonial wars and repressions, the withdrawal of foreign troops from colonies, the elimination of foreign military bases and the granting of democratic rights and liberties to the population of colonies would create conditions there

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

which would make it possible during 1962 to hold genuinely general democratic elections to the national organs of power in conformity with the only just principle of "one vote for one person". It is to these democratically elected bodies that by the end of 1962 the colonial administration must hand over full powers in the territory of the colonies attaining independent statehood. Upon the transfer of power and the liquidation of the colonial administration the countries which today are still colonies will emerge onto the road of independence.

Yet it is essential to ensure that this should not be a fictitious independence, that new independent states should not either directly or indirectly remain vassals of their parent states of yesterday. In this question too the United Nations must say its clear and weighty word urging the unconditional annulment of all the agreements, including secret ones concluded with colonies and trust territories and aimed at restricting the sovereignty of the future independent states. Also subject to unconditional abrogation are all the acts aimed at joining colonies in any form whatsoever. No forms of seizing and holding the colonial territories, including those disguised

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

by the pretext of incorporating them into the parent state are to be allowed. The United Nations could not and did not believe the false contentions of the Portuguese government to the effect that Angola is, allegedly, a part of Portugal. The United Nations should not, for instance, allow the islands of the Pacific Ocean or Okinawa, to be declared part of United States territory and, as a result of such a stratagem, remain colonies for all time.

The Soviet Government considers that these are the minimum measures whose implementation the United Nations must demand of all the colonial powers in order to ensure the genuine implementation of the historic declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples.

The execution of all these measures must be planned under strict and unremitting control by the United Nations, otherwise the colonialists will find thousands of loop-holes and pretexts so as to avoid their execution. The Soviet Government considers that to this end it is necessary to set up a United Nations committee to supervise and control the execution in all colonies, trust and other non-self-governing territories of the

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples. To enable the United Nations committee to cope successfully with its responsible tasks, all of the three principal groups of states—the socialist states, the countries belonging to the Western Military Blocs and the Neutralist States—should be represented in it and on an equal basis, at that.

Being profoundly convinced that the complete and ultimate elimination of colonialism constitutes one of the most important and urgent tasks of the present time, in whose solution all the peoples are vitally interested, the Soviet Government extends to the governments of all the member states of the United Nations the appeal to support the Soviet Union's proposals on measures for the implementation of the declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples.

End

外務省

寫

アジア局長
参事官
総務参事官
北東アジア課長

那第 831

昭和 36 年 10 月 2 日

持込局長 殿

那覇日中経済交渉団事務局長

国連総会に於けるソ連の提案(沖縄の国連管理)に対する沖縄の反響について

9月27日の国連総会に於ける「沖縄を国連の教員な永続的管理下に置く」旨のソ連提案に対して、本土復帰と全住民の悲願とする沖縄の各界は、こぞ反対しているが、当地の新聞紙上にあられる各政党関係者の発言要旨は、次の通りであるので、参考として報告する

記

1 自民党参議院調査会長

発言記事の範囲からは具体的なことはわからぬが、従来平岡側は極東の緊張が緩和され次第、日本に返すという論を繰り返して述べたところから、ソ連側のいうことは、まづ、当分は正しいとは見えない。

しかし、琉球住民の懸望していつの日か復帰であつて、この希望を無視して提案は、かならずしも、この提案を可決すれば、やがて国連緊張緩和の結果に琉球住民の懸望が施政権返還の日か一日も早く実現するに努力して貰ふべきであらう。

2 社大党平良書記長

ソ連が沖縄を国連の管理下に置く主張は、この植民地に対するものは、本土に返還するのだから、筋である。住民の希望と全くかけ離れた主張であり、これでは、南米やアフリカなどの植民地反対の叫びの真意も掌握しては行かない。米ソの争いで、沖縄住民の真意を無視して発言は、遺憾である。こういうことが起るのは、沖縄の学が真にありべき状態に於いては、原因がある。この下、本土政府も沖縄に好む積極的な態度を捨て、行政府や自民党も住民の真意を率直に訴えようには、行かぬは、ならず、施政権返還に於いて、沖縄問題の根本的解決を、固く望む。

36.10.10
36.10.9
81

回覧番号
亜北 3235

総 理 府

この川根乱は21ヶ子島争いの方向である。

送付先 — 警察片警備局長
外務省下河局長

3. 人民党瀬島委員長

ソ連が神島を国連管理下に置くべき
に主権をいふと報道されているが、これに
信託統治下に置くべき反対はソ連の
態度から見て信じがたい。

真意を語り伝えていふのではいか。

竟として、ソ連の真意が正しく伝えられて
から、子島の声明を公表すべきである。

この報道の範囲内では、神島は、神島
は国連管理下にも信託統治下にも置
かれるべき性質のものではない。

われわれは、自国国民であり、神島は日本の
領土である。国際法の原則からい
ても、島民と祖国人民の燃然の叫びから
いっても、祖国は神島の基地を破壊し、

同時に統治権を神島島民と合衆国の
国民の手で渡すこと、島民地から完全
解放すべきである。これに対し、ソ連がどう

主張するか、われわれは国民の権利から

子島民の権利を、逆めりていかに守らなければならない。

1/ 在宣書(26.9.27)中、代理南條言及部S假訳

米國が NATO 同盟諸國の 植民政策を支持し
 ている 理由の 一つは、米國政府代表が、否定的
 ために どのように 努力しても、米國自身が 植民
 地を 保有しているからである。 250 万の 人民が
 必し、搾取の 状態の下で 生活している。 エル
 トリフは 言葉の 本来の意味に おいての 植民地と
 なくして 何であるか。 米國が 占領し 今中
 島全体に 米國空軍基地が 散在している
 日本^領の 島々~~は~~ 100 万近い 人口をもつ 沖繩
 は 如何であるか。 そして 米國の 原子爆
 弾 試驗場 設置のため、その 住民が 自分
 の 領土から 逐出されている 何百という 太平洋上

外務省

の 島々は 如何であるか。 米國が 今中 330 万の
 人口を 有する 2 の 植民地を 保有していることは
 激論の 余地のない 事実である。 他は 植民主義國
 の 同様に、米國は、現有 植民地を 固執している
 ばかりでなく、いくつかの 新しい 領土に 手を
 つけることも 辞さず している。 例として、最近
 米國政府は、第二次大戦後 國連の 決定により
 米國の 信託統治に 変えられた 太平洋諸島
 を、^國領^域の 一部として ^國領^域の 植民地たる
 如何の 島の 領域に 附加する 目的をもつて、
 國連における 積極的の 表面 仕事を 開始し
 ている。

外務省

沖繩の國連管理についてのソ連提案に関する件

附三六一〇六
國連局政治課

(一)ソ連は、昨年の國連總會で採択された植民地解放宣言を西側諸國が実施していないとして、今次總會に対し再び植民地解放の問題を出し九月二十七日總會に対して同宣言実施のための具體的措施をとるべき旨の覚書を提出した。

同覚書は、西側諸國が依然植民地主義体制を維持せんとしていると攻撃した後、米國もその同類であるとし、米國がプエルトリコ、沖繩、太平洋諸島に対して基地を設け、住民を搾取しているとは非難した上國連は、沖繩や太平洋諸島が米國の領土とすることを許してはならないと述べ、植民地解放宣言を實施するため、國連にトロイカ方式による委員会を設けるより提案したものである。

従つて、ソ連の提案は伝えられるように、特に沖繩を國連の管理下にかくことを提案したのではなく、米國が沖繩を軍事基地として利用していることを攻撃するため、これに言及したものであり、十数頁の覚書の中、沖繩に関する部分は僅か数行あつたにすぎない。

(二)ソ連が、このよりの提案を行なつた狙いは多数の新独立國が國連に加盟した時期をとらえて、反植民地、反帝國主義を宣伝し西側を孤立せしめることによつて、東西冷戦における自己の立場を有利に展開せんとするにあると考えられる。

米國が沖繩において施政権を行使していることは平和条約第三條で認められたところであるが、同時に米國はわが國が沖繩に対して潜在主権を有していることを確認しており、さらに沖繩住民の民生福祉を増進するために日米兩國政府が協力して着々と実効を挙げつつある実情にかんがみソ連の言うごとく、これ

を他の植民地と同列に論ずることは全く不当である。
（注 十月六日、衆議院外務委員会において自民党床次議員は
本件に関する質問を行つたが、本資料はこれに対する小坂
大臣の答弁の一部として使用されたものである。）

国連の植民地廃止宣言即時実施
に協力方御決議御願ひ

日本國會へ

昭和廿六年十月

昨年十二月十四日、国連総会で決議された植民地主義終結宣言は、人類平等の普通の原理に基く福音として、世界各国国民に歓迎され、本年になつては、即時実施要望の音が澎湃として起つて居ります。

去る五月九日開会の、北大西洋機構理事会では、米英仏を含むほとんどの加盟国が、古い植民地主義の時代は過ぎたことを認め、植民地制固執のポルトガルに善処方を勧告したと伝はつて居ります。

また、去る九月一日ベオグラードの、中立国首脳会議でも「我々は、いぜん植民地化の情態にある、すべての国民に独立を与えるとの、国連決議を支持する」と、萬場一致決議。なお、この会議で、スカルノ・インドネシア大統領は、あと二ヶ年で全植民地根絶を提唱して居ります。

さらに、九月二十五日の国連総会での演説で、ケネディ米國大統領は、今期総会で、植民地問題が、最重要問題の一つとなると云われるが、自分も同感である。米國も、嘗つては植民地であつたと述べ暗に植民地廃止に同意の意を表して居ります。

同じく、九月廿七日の総会演説で、グロムイコ・ソ連外相も植民地廃止即時実施を要望、覚書として総会に提出したとあります。

総会決議に、法的強制力が弱いので、折角の大宣言を画餅に終らしめたくないのと、国連の權威維持からも、即時実施が要望されて居ります。

されば、右植民地廃止宣言に、賛成投票された日本も、即時実施に動く、国連多数加盟国に同調され、独立渴望の幾億の後進民族に、希望を達成させる人道的措置をとつて下さつて、国連憲章の尊嚴、遵守と共に、わが國、憲法前文の、われらは平和を維持し、専制と暴行、圧迫と偏狹を地上から除去せんとする名譽ある使命遂行に、乗り出して頂きたい。特に、次の如く、即時実施により、沖繩・小笠原の日本復帰が、促進されます。この國民的要望に應えるためにも、即時実施要望に御協力が望ましい。

仍つて、国会の適當の御決議で、政府をして、国連内で大勢に順応し、即時実施に協調するよう、御勧告下されたいと、懇願申上げる次第であります。

一、国連宣言は、あらゆる形の、植民地主義を、速かに、且つ、無条件で終結させるとあります。信託統治領、非自治地域、或はまだ独立を達成していない地域住民など、すべて他國支配下の、従屬人民全部の解放であります。現在、米國支配下の、沖繩・小笠原も、解放区域に含まれるのは、疑問の余地はありません。

一、右解放宣言は、国連憲章の「すべての民族の同權及び自決の原則に基礎をおく、崇高な理念を含み、且つ、宣言は、外國による他國支配は、国連憲章違反と、うたつて居り

ます。米国の、沖縄・小笠原支配もまた憲章違反と解すべきが、至当と考えます。
 一、米国は、アジアに、脅威と緊張情勢が存する間、これら諸島支配を、無期限につづけ
 ると声明して居りますが、国連宣言は無条件解放を求めて居ります。
 一、最後に、重要な点は、沖縄・小笠原を、日本から隔離している、問題のサンフラン
 シスコ平和条約中の、これら諸島に関する条章が、まさに死文化する運命に瀕してい
 る事でありませう。

この条約で、これら諸島は、国連の信託統治領に移さるゝこととなり、日本も同意し
 ました。米国がこれを国連に提案し、可決されるまで、これら諸島を自ら管理すると
 の条約であり、現在その通りの情態であります。

しかるに、国連の植民地廃止宣言で、あらゆる信託統治領は解放されますし、且つ、
 また「民族同権」強化で、今後信託統治領は、一切認められないのは、確実でありま
 す。

かく、国連に受け容れられず、滅び行く信託統治制を沖縄・小笠原に適用せんとする
 条約条文そのものが、既に存在の意義を失い、生ける屍であります。これは、米国の
 意図如何に拘わらず、廢れるもので、従つて、これに基づく、米國管理権も、失効す前
 にあり、その結果、沖縄・小笠原の、日本復帰の道が坦々と開かれます。

要は、国連宣言強制力がありますが、即時実施が多数で可決されれば、多数意見
 即実行の、国連精神で、強制力が生まれてくると思われませう。

中 諸島 日本復歸期成會

代表委員(元首里市長)

仲 吉 良 光

特許 弁 理 士 久 高 将 吉

東京沖縄県人会長 神 山 政 良

講談社電機部技師 森 田 孟 睦

前東海生命保険専務 仲 宗 根 玄 愷

医 学 博 士 立 津 政 順

早稲田大学総長 大 浜 信 泉

弁 護 士 大 城 豊

前沖縄女子師範校長 川 平 朝 令

在京沖縄婦人団昭会長 与 儀 美 登

元旭ガラス常務 翁 長 良 保

前沖縄県立第一高女 教 諭 米 須 俊 子

旭ガラス元役員 高 良 憲 福

弁 護 士 豊 川 忠 進

社「基地沖編」新聞社
主 中山盛徳

復帰期成会兵庫代表
奥里将肆

元沖繩県農業技師
宮城桃幸

熊本市沖繩県人会顧問
松田賀徳

元沖繩男子師範校
論 島袋盛範

佐世保市沖繩県人会
国吉房正

復帰期成会
北九州支部代表
山城瑞公

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡を

電信写

36 27841 国政

暗 国 達 10月20日 / 6 / 5 発
本 省 21日0936着
小 坂 大 臣 岡 崎 大 使

植民地問題に関する件

第1657号

往電第1577号に関し

第15回総会において採択された植民地全廃宣言(15/4 XV)の実行に関し、ソ連が決議案A/L355を提出しおること往電第1520号の通りであるが、同案主文(C)外国基地の撤廃に関連し、ソ連代表が小笠原、沖縄に言及する可能性なきにしもあらず、その際ソ連がこれら地域から米軍が引揚げるべきであるとだけ言つた場合は別として進んでこれら地域を独立せしむべしとまで論じた場合、わが方として答弁権行使を求め潜在主権を持出しておくべきか否か、またこれに関し中国代表と論争を生ずると思われるも、そ

外務省

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡を(2)

電信写

の際は深入りせずわが方の解釈の途を話しておいてしかるべきや等に関しあらかじめ御指示仰ぎたい。

配布先 大臣、次官、外務審議官、官房長、亜、米、欧、条、国、情各局長、亜審、米参、欧参、条参、国参、総、亜北、米北、欧各課、条各課、国政、情道

外務省

1. 沖繩(主信)
 2. 鹿児島(20%)
 3. 熊本(20%)

極秘

電信写

総第	31851号	昭和	34年	10月	27日	12時	20分
縮	第	781号	主管	閣政			
大臣		総参	衆長	副長			
政務次官		参	長	官			
事務次官		次	長	官			
外務審議官		次	長	官			
官房長							
在	閣連	閣	大	使	在	小	坂
転							
件名	植民地独立宣言の實施に関する件						
發電第1657号に関し 1. ソ連が冒険野望の趣旨を主張した場合には適宜次の要領で發言することとされたい。 (1) ソ連は昨年總會に提出した植民地独立宣言案において、 <u>一部強固</u> が植民地および信託地域のほか多数の基地、拠点を保持しているとし、その実例として沖繩をあげ、かつ、同宣言案							

GB-6

外務省

電信写

の結論の部分ですべての植民地に対し即時完全独立を附帯するとともに、他國領土に存在する植民地主権の拠点を全廃すべしと述べたが、同宣言案は否定され、在外基地撤廃等冷戦に関連する諸点を除去し、植民地独立促進に主眼をおいたより穏健なAA宣言案が圧倒的多数の支持を得て採択され、ソ連もこれに賛成したことは周知の事実である。

(2) 然るにソ連は先般提出した植民地独立宣言實施に関する覚書において再び在外基地の問題を提出した上沖繩にも言及し、決議案においても在外基地の撤廃を求めているが、これは同宣言の實施と称してこれに含まれていない在外基地を提出し、反植民地主権を宣伝することによつて自己の立場を有利にせんとするものであり、真に民族の独立解放を希求する態度とはいへない。

(3) 沖繩に対しては米國が施政権を行使することは平和条約により認められているところであるが、わが國が沖繩に対して潜在主権を有することは國

外務省

電信写

購的にも確認されているととみであり、また、
沖縄住民の民生福祉を増進するため日米両国
政府が協力することについて満足な合意が成
立しており、現にかかる協力によつて生活水
準向上の実績が上りつつある実情である。

従つて沖縄を植民地の範疇に入れ、その独立
を主張する如きことは不当なものであると断せ
ざるを得ない。

2. 当方としては中国がこの誤わが国の潜在主権
にクレームをつけることはないものと考えてい
るが万一これを持出した場合には上記(1)の趣旨
にて反駁しおかれたい。

3. なお、ソ連は本年9月25日付池田総理あて
フルシチョフ書簡(主として領土問題に関する
もの)において「ソ連は沖縄を含む日本国の領
土にソ連、中共、北緯に向けられた外国軍事基
地が設置されるのを許し得ない」と述べ、また
9月27日付口上書(ソ連の核実験再開に抗議
した9月2日付わが方口上書に対する回答)に

外務省

電信写

において「日本政府は、日本領土をかんざく沖縄
において、日本に隣接する平和愛好国家に対す
るロケット核戦争の準備のため、あらゆること
が行なわれることを許した」と述べていること
がらみて、ソ連が沖縄をわが国の領土と考
えていることは明らかである。右御参考まで。

外務省

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等(御意見あり)の3)
れば直ちに電信課係員に連絡

電信写

とす^る腹づもりである。

(1)これら地域は古來わが國の不可分の領域をなすものである。

(2)平和条約の規定により米國が主權を行使することになつてゐるが、この事實はわが國の主權を変更するものではない。またその後の発展において米國は日本國民たる現地住民に益々広範な自治を認めるに至つてゐる。

(3)日本政府は同地域に対する施政權の早期返還を期待しているが、現在同地域住民の福祉向上に關し米國との間に満足な合意が成立している。

(4)以上の実情に照らし日本政府は日本國の不可分の一部たるこれら地域がわが國より分離されるものとは全く信じておらず、如何なる意味でもcolonial な性格のものと考えない。

4. 本件に關しては米側とも十分協議の要ありと存ぜられるが、米側係官は往電第1577

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等(御意見あり)の4)
れば直ちに電信課係員に連絡

電信写

号第3項にて報告のとおり、当方よりの希望を受けたと述べおる次第である。当方としては米國が

(1)平和条約第3条地域は日本の主權の下にあるところであり、米國がこれら地域に presence するのはあくまで暫定的事態であり、これらを日本國より分離する意思は全く有していない。

(2)米國の暫定的施政の理由は中ソ圏の極東における侵略的態勢にある。

と言う趣旨の発言を行うことを希望する旨申入れては如何かと存ずる、(米側係官は当方より書き物にして申入れあるよう懇願している。)米國としては本件は日本領土の問題故日本側のみ応答せしめ、米側は沈黙すると言う作戦を取る可能性も考えおるやに見うけられる節もあるが、当方としては本件は当方として発言すべき点と米國より発言する筋合なる点と双方あり、

極秘

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに(電信課関係に連絡の5)

米側よりも発言あること然るべしと考える次第である。

5. なお本件に関し更に心得置くべきことあれば早目に御指示ありたい。

了

配布先 大臣、次官、外務審議官、官房長、
並、米、欧、中、国、情咨局長、並
米参、欧参、中参、国参、文参、
並、並北、中、米北、欧東、条規、
国政、情達、審、資委

手北

極秘

電信写

総第 333/4	明和 3 年 1 月 9 日 22 時 10 分発
附 第 8/9	重要 主任 閣議
大臣	務 務 務 務 務
政務次官	米 東 瑞 善
事務次官	北
外務審議官	
官房長	
在 閣 議 閣 務 大 使 宛	小 親 大臣宛
伝 在 宛	
件名	植民地独立宣言の真意に関する件
<p>電報/電報/電報に關し</p> <p>極秘のラインにより対処されては支えない。</p> <p>但し冒頭電報3回の前段に「米国の意欲」とあるのは「植民地」とされたく、また後段はわが方が今なお引揚を米側に対し住民の自治拡大を要請している関係もあり、「その後の真意において日本国民たる現地住民に認められる自治の範囲も漸</p>	

GB-6

外務省

電信写

次拡大している」との趣旨に改められなく、また本
 4回)は従来の米側が表明した趣旨にのつとき、「米
 國暫時的植民地の理由は橋取におけ懸念が流してい
 ることにある」との趣旨に改められたい。

外務省

電信写

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

3.6 29855 国政

平 願 運 / / 月 8 日 2 3 4 5 発
本 省 9 日 / 4 3 8 着

小 坂 大 臣 岡 崎 大 使

植民地問題の件

第 1 9 3 6 号

在電第 1 9 3 5 号別電

(以下別紙英文)

配布先 大臣、次官、外務審議官、官房長、局
部局、次参、参、亜東、西、米北、欧
各課、近了各課、条案、規、国政、情
道、内、外、番、資委^北

外務省

(第 1 9 3 6 号の 2)

THE GENERAL ASSEMBLY,

- 1) RECALLING THE DECLARATION ON THE GRANTING OF INDEPENDENCE TO COLONIAL COUNTRIES AND PEOPLES ADOPTED IN ITS RESOLUTION 1514 (XV) OF 14 DECEMBER 1960;
- 2) BEARING INTO ACCOUNT THE PURPOSES AND PRINCIPLES OF THAT DECLARATION;
- 3) RECALLING IN PARTICULAR PARAGRAPH 5 OF THE DECLARATION THAT "IMMEDIATE STEPS SHALL BE TAKEN IN TRUST AND NON-SELF-GOVERNING TERRITORIES AND ALL OTHER TERRITORIES WHICH HAVE NOT YET ATTAINED INDEPENDENCE TO TRANSFER OF POWERS TO THE PEOPLES OF THOSE TERRITORIES WITHOUT ANY CONDITIONS OR

(第 1 9 3 6 号 の 3)

RESERVATIONS IN ACCORDANCE WITH THEIR FREELY EXPRESSED WILL OR DESIRE WITHOUT DISTINCTION AS TO RACE, CREED OR COLOUR IN ORDER TO ENABLE THEM TO ENJOY COMPLETE INDEPENDENCE AND FREEDOM" ;

4) NOTING WITH REGRET THAT WITH A FEW EXCEPTIONS THE AFORESAID PROVISION OF THE DECLARATION HAS NOT BEEN CARRIED OUT ;

5) NOTING THAT CONTRARY TO PARAGRAPH 4 OF THE DECLARATION, ARMED ACTION AND REPRESSIVE MEASURES CONTINUE, IN CERTAIN AREAS, WITH INCREASING RUTHLESSNESS AGAINST DEPENDENT PEOPLES DEPRIVING THEM OF THEIR RIGHT AND ABILITY TO EXERCISE PEACEFULLY AND FREELY THEIR RIGHT TO COMPLETE INDEPENDENCE ;

6) DEEPLY CONCERNED THAT CONTRARY TO PARAGRAPH 6 OF THE DECLARATION ACTS AIMED AT PARTIAL OR TOTAL DISRUPTION OF THE NATIONAL UNITY AND TERRITORIAL INTEGRITY ARE STILL BEING CARRIED OUT IN CERTAIN COUNTRIES WHICH ARE IN THE PROCESS OF DECOLONIZATION;

7) CONVINCED THAT ANY FURTHER DELAY IN THE APPLICATION OF THE DECLARATION IS A CONTINUING SOURCE OF INTERNATIONAL CONFLICT AND DISHARMONY,

(第 1 9 3 6 号 の 4)

SERIOUSLY IMPEDES INTERNATIONAL COOPERATION, AND IS CREATING AN INCREASINGLY DANGEROUS SITUATION WHICH MAY THREATEN INTERNATIONAL PEACE AND SECURITY IN MANY PARTS OF THE WORLD;

8) EMPHASIZING THAT INADEQUACY OF POLITICAL, ECONOMIC, SOCIAL OR EDUCATIONAL PREPAREDNESS SHOULD NEVER SERVE AS A PROTEST FOR DELAYING INDEPENDENCE ;

9) SOLEMNLY REITERATES AND REAFFIRMS THE DECLARATION CONTAINED IN GENERAL ASSEMBLY'S 1514 (XV)

極秘

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡を

3.6 30678 国政

国 務 省 11月15日 2330 発
本 省 16日 1435 着

川島大臣臨時代理 岡崎大使

植民地独立宣言の実施に関する件

第2051号

長官第819号に關し

部員をして米代表部担当官に対しソ連が飽くまで喰い下つた場合のことであると前置して往電第1862号第3項および第4項の趣旨を別紙の通り書いたもの(白紙にタイプしたのみ)を手交せしめおいたところ、15日同人より館員に対し

(1) 國務省は日本側の案に全面的に賛成であり、同案に従つて発言することとする旨決定し越した。

(2) なお日本側ではこの場合北方領土問題に触れてカウンターする気持はないかと述べた由である。

了

外務省

極秘

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡を(2)

配布先 大臣、次官、官房長、条、國、情各
局長、國參、總、國政、情道、ア北第

外務省

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡を

電信写

36 30679 国政

暗 閣達 11月15日2335 発
本省 16日1435 着

川島大臣臨時代理 岡崎大使

植民地独立宣言の実施に関する件

第2052号

往電第2051号別電

Strictly confidential

Essential for Replies

Reference to the Item 88

(If the Soviet Union insists on emphasizing the "colonial" or "non-self governing" nature of Okinawa Islands)

Japan

- 1) These islands have been from ancient times, an integral part of the Japanese national territory.
- 2) Under the relevant provision of the Treaty of Peace (Sanfrancisco, September 1951) the U.S. is entitled to exercise administrative control over these islands.

外務省

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡を(2052号の2)

電信写

However, this fact does not interfere with the sovereignty of Japan over these islands. Moreover, in the course of later developments, the degree and extent of these L-Government conducted by the inhabitants of these islands who are the Japanese nationals, is steadily and increasingly being enlarged.

3) While the Government of Japan is expecting the early return of administrative control, satisfactory working arrangements for the advancement of the welfare of the inhabitants of the islands have been made with the U.S. Government.

4) Therefore, we do not at all believe that these islands which are an integral part of Japan, can be detached from Japan. We are firmly convinced that the situation in these islands does not, by any means, resemble a colonial regime.

United States

- 1) The territories referred to in the Articles 4^{1/2} of the Treaty of Peace are under the sovereignty of Japan. The United States presence in these territories is wholly of a provisional nature, and we have no intention of detaching them from Japan.

外務省

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課係員(電話052号の3)

電信写

2) The sole reason for the provisional American administration is the fact that the conditions of threat and tension continue to exist in the Far East.

end

配布先 大臣、次官、官房長、衆、院、情各局長、国参、総、国政、情道、發委
外、外務

外務省

秘
まで

南
牙
班

国連第16回総会の動向(その8)

1961.11.25
国連局

1. 概要

総会本会議は目下植民地独立宣言履行問題を審議しているが、11月20日、同宣言履行を確保するため特別委員会を設置する決議案がA. A 36カ国(日本を含む)によつて提出された。また、本件議題の下に提出された西ニューギニア国際化に関するオランダ決議案のほか、オランダ・インドネシア間の交渉を求めるインド案、ブラザヴィル諸国案も提出されているが、これら植民地関係決議案の表決は27日に予定されている。

これについて、本会議は安保理事会、国際法委員の選挙および各委員会で採択された決議案の表決を行ない、早ければ30日から中国代表権問題の審議に入る予定といわれる。

第1委員会は、11月21日、軍縮交渉再

開のため米、ソ間の予備交渉を求めたインド等の決議案を採択し、引続き軍縮問題に関する討論を行なっている。

特別政治委員会は11月17日以降ボルザノ州(南チロル)におけるドイツ語系住民問題を審議していたが、23日、伊、奥両国が交渉を継続するよう要請する決議案を採択、南阿におけるインド系住民の待遇問題に関する審議を一両日中に終了し、次いでオマーン問題の審議に入る予定である。

2. 植民地独立宣言履行問題

A. A諸国はかねてから本問題に関する決議案作成のため、わが国を含む12カ国からなる起草委員会を設け、その内容を検討していた。同委員会においては、独立目標日、現地視察団の派遣、請願聴取などを決議案に明記するかどうかについて意見が対立していたが、結局、わが国等の決議案緩和の努力が成功し、上記諸点に関する明示的な表現を除去した決

議案が11月20日、日本を含むA. A 36カ国の共同提案により提出された。

同決議案の要旨は、植民地独立宣言の原則を再確認し、関係諸国の宣言の忠実な実施を求めるとともに、その実施を確保するため18~7カ国からなる特別委員会を設け、同委員会をして各地域における宣言の実施状況を検討せしめ、かつ、次期総会に対してこれについての示唆、勧告および報告を行なわしめるというものである。

同決議案は独立達成に期限を設けず、また委員会の構成を総会議長に一任することとしている点で、さきにソ連の提出した決議案が1962年中にすべての植民地を独立させ、委員会の構成をトロイカ方式によるべきこととしている点と著しく異なるものである。

3. 西ニューギニア国際化問題

11月20日、インドは、西ニューギニア問題に関する対立打解のため決議案を提出し

たが、同決議案の要旨は、総会議長司会の下に、インドネシア、オランダ両国政府が国連憲章の原則に従い、問題の解決をはかるために直接交渉を行うことを要請するものであった。

これに対し、同白インドネシア代表は、原則的に賛意を表したが、米代表は、22日同案は、現在どなつては非現実的であり、国連の下に施政を行ない、住民の自決権を尊重するとの国際化の線に賛意を表することを明らかにし、また、オランダもインド案を支持し難いとの態度を明らかにしている。他方11月24日ブラザビル派諸国は、要旨次のごとき決議案を提出した。

「(1)住民の自決を前提とし、かつ、同地域に関する協定成立を目的として、事務総長司会の下に蘭、イ両国が交渉に入ること。(2)9人委員会を設け、(1)の交渉が1962年3月1日までに妥結しない場合には、同委員会をし

て現地視察を行わしめ、住民投票、国連施政下に国際制度を設けることの適否を検討の上その結果を17総会に報告せしめる」。

4 軍縮問題

(1) 全面軍縮問題

第1委員会は、11月15日から軍縮問題の審議に入り、現在なお本問題に関する一般討論を続行中である。

米ソ両国は、15日の会議の冒頭軍縮に対するそれぞれの立場を明らかにする演説を行なったが、両国ともさる9月20日の軍縮交渉の指針に関する米ソ共同声明の意義を強調する一方、軍縮交渉機関や管理原則等につき従来の主張を繰り返した。ソ連は同日の会議において米国に対し(1)米ソ共同声明を確認し、(2)軍縮審議機関の構成を決定し、(3)1962年6月12日を完全軍縮条約案起草の期限と定め、その頃に軍縮特別総会を開催することを骨子とする米ソ共同決議案の試案を手交したが、これに対し米国も対案を用意していると伝えられる。

11月20日、インドは、その一般討論演説の中で軍縮交渉再開のためには軍縮交渉機関の構成に関する米ソ間の合意が先決なることを強調するとともに、右目的のため米ソ間で予備交渉を行ない、本総会の終了までにその結果を総会に報告するよう要請した決議案を緊急上程したが同決議案は、21日の会議においてアクラメーションにより採択された。

11月22日、わが松井代表は、先般の米ソ共同声明を歓迎し、全面軍縮達成のためには現存する国際不信を除去しつつ核実験停止協定の締結など実現可能な分野から漸進的に忍耐強い努力を重ねて行くべきことを強調する趣旨の発言を行なった。

なお、現在までに提出された軍縮関係提案および決議案としては、(1)米国の全面軍縮宣言案(2)ソ連の全面軍縮条約基本条項案および緊急緩和のための諸措置に関する提

案、(3)非核クラブに関するスウェーデン等
6カ国案、(4)核兵器拡散防止協定締結に
関するアイルランド決議案がある。

(2) アフリカ核非武装地帯設置案および核兵
器使用禁止宣言案

11月24日、総会本会議はさきに第1
委員会で採択された(その7参照)アフリ
カ核非武装地帯設置案を55対0、棄権4
2(日本、米、英等)で採択し、かつ核兵
器使用禁止宣言案を55(日本)対20(米、
英)、棄権26で採択した。

核兵器使用禁止宣言案に対する投票理由
の説明で米代表は、「提案諸国の動機には
同情するが、これによつて所期の目的が達
成されるものではなく、この宣言はソ連の
攻撃に対する安全保障とはならない。安全
は効果的な管理を伴う軍縮協定によつて
のみ達成し得るものであり、また核兵器使
用は憲章違反というが、憲章は自衛の権利

を認めており、その目的で使用する兵器に
ついては何等規定していない」と述べて反
対の態度を明らかにしたが、ソ連代表は、
「全面軍縮に寄与するものなら、いかなる
ものにも賛成する。平和を望まない国だけ
がこの宣言に反対するのである」と述べた。

5. ボルザノ州におけるドイツ語系住民の待遇問題

11月5日、特別政治委員会は、本問題の審議を開始し、オーストリア外相は、「7名よりなる国際委員会を設置し、パリ協定の線で決定を行なわせることを提案する」旨言明した。

これに対し、11月6日、イタリア外相は、国際委員会の設置に反対し、法律問題として国際司法裁判所へ提訴することが、本問題の最も妥当な解決方法であると述べたが、決議案待ちの形で本件の審議は一時中止された。

11月22日、サイプラス、インド、インドネシアは、「当事国に対し、前総会決議で勧告されたようにパリ協定に基づき解決を計るため、交渉を継続するよう勧奨し、このような努力が失敗したときは、前総会決議の実施を促進するための機関を任命するよう勧告

し、友好関係を阻害する行為を差控えるよう勧告する」決議案を提出したが、イタリアはこれを受諾し得ない旨の態度を表明した。

このような事情を反映し同決議案には十分な支持が得られないことが明らかとなつたのでインド等提案国はこれを撤回し、11月23日、あらためて前総会決議の趣旨により両当事国が問題解決のための努力を続けるよう要請する決議案を提出したが、(後に11カ国が共同提案国として加わつた)、これに対し伊・奥両国ともその受諾を表明したので表決を行なうことなく、これが満場一致採択された。

6. 新分担率決定問題

第5委員会は分担金委員会の勧告した新分担率(1962年—64年までの3カ年間適用されるもの)を審議中であるが、ソ連は分担率算出基礎に信を措く能わずとして全面的にその受諾を拒否し、とりあえず1962年

は従来どおりの分担率を適用し、その間中立
5カ国委によつて新たに分担率を計算し直す
ことを提案した。委員会ではソ連圏諸国の比
率合計は総額の2ノパーセントをこえるため、
これらの反対を全く無視して表決を強行する
ことは当を得ず、との空気が強く、結局イン
ド(分担金委委員長)が(1)62年はとりあえ
ず分担金委員会の勧告どおりとし、(2)分担金
委員会は62-64年度の比率を再検討し、
第17総会に報告を提出し、(3)その報告の結
果、如何により第17総会で比率を調整する
との趣旨の妥協案を考慮中であるが、このイ
ンド案についても前途に確たる見通しがつけ
難く、第5委における分担金関係審議は一時
停滞している現状である。

本殖民地独立宣言履行情况

AA 案最终决议

(第 36-11-16 号 2067 号)

81-11-17 号

The General Assembly,

- 1) Recalling the declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples adopted in its resolution 1514 (XV) of 14 December 1960;
- 2) Bearing into ^{mind} ~~account~~ the purposes and principles of that declaration;
- 3) Recalling in particular paragraph 5 of the declaration that "immediate steps shall be taken in trust and non-self-governing territories and all other territories which have not yet attained independence to transfer of powers to the peoples of those territories without any conditions or reservations in accordance with their freely expressed will or desire without distinction as to race, creed or colour in order to enable them to enjoy complete independence and freedom";
- 4) Noting with regret that with a few exceptions the ~~afore-~~ ^{contained in the aforementioned paragraph} ~~said~~ provisions of the declaration ^{have} not been carried out;
- 5) Noting that contrary to paragraph 4 of the declaration, armed action and repressive measures ^{to be taken} continue in certain areas, with increasing ruthlessness against dependent peoples depriving them of their ^{prerogative} ~~right and ability~~ to exercise peacefully and freely their right to complete independence;

6)

- 2 -

- 6) Deeply concerned that contrary to ^{the provisions of operative} paragraph 6 of the declaration acts aimed at partial or total disruption of the national unity and territorial integrity are still being carried out in certain countries ~~which are~~ in the process of decolonization;
- 7) Convinced that ~~any~~ further delay in the application of the declaration is a continuing source of international conflict and disharmony, seriously impedes international cooperation, and is creating an increasingly dangerous ^{in many parts of the world,} situation which may threaten international peace and security, ~~in many parts of the world;~~
- 8) Emphasizing that inadequacy of political, economic, social or educational preparedness should never serve as a ~~pretext~~ ^{pretext} for delaying independence.

1. Solemnly reiterates and reaffirms the objectives and principles enshrined in its declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples;

2. *Contained in resolution 1514 (XV) of 14 December 1960*
Calls upon states concerned to take action without further delay with a view to the faithful application and implementation of the declaration;

3. Decides to establish a special committee of (16-17) members composed of representatives from to be nominated by the president of the General Assembly at the current session;

4. Requests the committee to examine the application of the declaration contained in General Assembly's Resolution 1514 (XV), and to make suggestions and recommendations on the progress and extent of the implementation of the declaration and to report to the XVIIth Session of the General Assembly;

5. Directs the special committee to carry out its tasks by the employment of all means which it will have at its disposal within the framework of such procedures and modalities which it shall itself adopt for the proper discharge of its functions;

6. Authorizes the special committee to meet outside the Headquarters of the United Nations whenever and wherever such meetings may be required for the effective discharge of its functions in consultation with ^{the} appropriate authorities;

~~(and~~

~~(and according to established United Nations Procedure);~~

7. Invites the authorities concerned to afford the committee their fullest co-operation in carrying out its tasks;

8. Requests the trusteeship council, the committee on information from non-self-governing territories and the specialized agencies concerned to assist the special committee in its work within the respective fields of their activities;

9. Requests the Secretary-General to provide the special committee with all the facilities and the personnel necessary for the implementation of this resolution.

UNITED NATIONS
GENERAL
ASSEMBLY



Sixteenth session
Agenda item 88

Distr.
LIMITED

A/RES/1654 (XVI)
28 November 1961

RESOLUTION ADOPTED BY THE GENERAL ASSEMBLY

[Without reference to a Committee (A/L.366 and Add.1-3)]

1654 (XVI). The situation with regard to the implementation of the Declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples

The General Assembly,

Recalling the Declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples contained in its resolution 1514 (XV) of 14 December 1960,

Bearing in mind the purposes and principles of that Declaration,

Recalling in particular paragraph 5 of the Declaration providing that:

"Immediate steps shall be taken, in Trust and Non-Self-Governing Territories or all other territories which have not yet attained independence, to transfer all powers to the peoples of those territories, without any conditions or reservations, in accordance with their freely expressed will and desire, without any distinction as to race, creed or colour, in order to enable them to enjoy complete independence and freedom";

Noting with regret that, with a few exceptions, the provisions contained in the aforementioned paragraph of the Declaration have not been carried out,

Noting that, contrary to the provisions of paragraph 4 of the Declaration, armed action and repressive measures continue to be taken in certain areas with increasing ruthlessness against dependent peoples, depriving them of their prerogative to exercise peacefully and freely their right to complete independence,

Deeply concerned that, contrary to the provisions of paragraph 6 of the Declaration, acts aimed at the partial or total disruption of national unity and territorial integrity are still being carried out in certain countries in the process of decolonization,

61-28835

/...

A/RES/1654 (XVI)
Page 2

Convinced that further delay in the application of the Declaration is a continuing source of international conflict and disharmony, seriously impedes international co-operation, and is creating an increasingly dangerous situation in many parts of the world which may threaten international peace and security,

Emphasizing that inadequacy of political, economic, social or educational preparedness should never serve as a pretext for delaying independence,

1. Solemnly reiterates and reaffirms the objectives and principles enshrined in the Declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples contained in its resolution 1514 (XV) of 14 December 1960;
2. Calls upon States concerned to take action without further delay with a view to the faithful application and implementation of the Declaration;
3. Decides to establish a Special Committee of seventeen members to be nominated by the President of the General Assembly at the present session;
4. Requests the Special Committee to examine the application of the Declaration, to make suggestions and recommendations on the progress and extent of the implementation of the Declaration, and to report to the General Assembly at its seventeenth session;
5. Directs the Special Committee to carry out its task by employment of all means which it will have at its disposal within the framework of the procedures and modalities which it shall adopt for the proper discharge of its functions;
6. Authorizes the Special Committee to meet elsewhere than at United Nations Headquarters, whenever and wherever such meetings may be required for the effective discharge of its functions, in consultation with the appropriate authorities;
7. Invites the authorities concerned to afford the Special Committee their fullest co-operation in carrying out its tasks;
8. Requests the Trusteeship Council, the Committee on Information from Non-Self-Governing Territories and the specialized agencies concerned to assist the Special Committee in its work within their respective fields;
9. Requests the Secretary-General to provide the Special Committee with all the facilities and the personnel necessary for the implementation of the present resolution.

1066th plenary meeting,
27 November 1961.

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡之う

電信写

36 30921 国政

平 国 達 11月17日2330発
本 省 18日1155着

川島大臣臨時代理 岡崎大使

国連における植民地問題討議に関する件

第2099号 至急

往電第2053号に関し

16日本会議における議題88に関する討論中、英国代表はソ連は太平洋諸島を問題としているが千島には何時独立を与えるつもりなのかとして次の通り述べた。

SINCE THE REPRESENTATIVE OF THE SOVIET UNION MENTIONED PACIFIC ISLANDS, IT IS PERHAPS PERTINENT TO ASK WHEN INDEPENDENCE IS TO BE GRANTED TO THE KURILES? THESE ISLANDS, THE ASSEMBLY WILL RECALL, WERE PART OF THE PRICE EXACTED BY THE SOVIET UNION FOR ITS NINE-DAYS' PARTICIPATION IN THE WAR AGAINST JAPAN. SINCE THEIR OCCUPATION BY SOVIET FORCES IN 1945 IT HAS BEEN DIFFICULT FOR THE OUTSIDE WORLD TO DISCOVER WHAT IS GOING ON THERE. NO OFFER WAS MADE TO PLACE THESE

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡之う

電信写

(第2099号の2)

ISLANDS UNDER UNITED NATIONS TRUST. NO INFORMATION WHATSOEVER ABOUT THEM HAS EVER BEEN SUBMITTED TO THE UNITED NATIONS. AN OMINOUS SOVIET SILENCE SURROUNDS THEM. THE ISLANDS ARE JEALOUSLY GUARDED AND EVEN JAPANESE FISHERMEN ON THEIR LAWFUL OCCASIONS WHO MIGHT STRAY UNWITTINGLY WITHIN THE TERRITORIAL WATERS LIMIT UNILATERALLY IMPOSED BY THE SOVIET UNION ARE THROWN INTO PRISON AND THEIR VESSELS ARE SEIZED. BUT IT SEEMS THAT, AS IN THE CASE OF SOVIET CENTRAL ASIA, LARGE-SCALE RUSSIAN IMMIGRATION HAS BEEN ENCOURAGED SO THAT THE LOCAL POPULATION IS PROBABLY NOW OUTNUMBERED BY WHITE SETTLERS OF RUSSIAN NATIONALITY.

了

配布先 大臣、次官、官房長、局部長、次参、総
亜北、米北、保、欧東、条条、規、国
政、情道、内、外、審、資委

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡をう

電信写

36

31171

国政

日 連 11月20日 2115 発
本 省 21日 差

川島大臣臨時代理 岡崎大使

『植民地問題に関する件』

第2/28号 略

往電第2/27号第3項に關し

A/Aグループよりの3代表(宮崎、パラール、クレーン、サッケイ)は20日ソーリンと会見、パラールはA/A案は2週間をわたる困難なる give and take の結果にして修正を受け入れればグループ中に脱落者を生ずるのでソ連よりの修正申込には応じがたい旨述べた。これに対しソーリンは(イ)ソ連案(L. 355)撤回の意志はない(ロ)A/A案には正式に修正案を提出すると述べた。宮崎よりソ連、A/A同案兩立ということは、同じ目的の委員会が併立することとなり認めがたい、A/Aとしてはソ連案を否決せざるを得ぬこととなろうと述べたところソは右は日本のみの考えてあろうと答えたので、宮崎より専断を述べた次第で考えてはないと述べておいた由。

(了)

配布先 次官、官房長、西、米、欧、近ア、多、国、情各局長、
西参、米参、欧参、国参、総、亜北、米北、欧東、
多参、規、国政、情道、内、外、審、資委

外務省

◎ 内蒙古の新開墾農場、食糧二五〇万斤供出

〔北京放送六日〕R.P.フホト発 昨年九月開墾しはじめた内蒙古自治区の扎赉特旗の双合農場は一年來の奮闘によつて今年國家に二百五十余万斤の食糧を供出したが、これはこの農場の今年の食糧總生産量の五〇%以上であつた。

この農場の従業員は昨年九月から今春までに十一万ムー開墾した。今年最初のまき付けでは四百五十七万斤の食糧と大量の秋野菜を収穫した。明年の配給食糧、飼料、生産に必要な種子を除いてもまだ相当余りがある。現在すでに全農場で二十万斤にのぼる食糧を國家の倉庫に送り込んだ。

現在この農場の全従業員は五百名余りいる。昨年九月牡丹江の農墾局から派遣されてきた百二十三名の開墾戦士は家族を連れて大興安嶺南麓の扎赉特旗の双合屯地区の荒原に来てゐる。かれらの大部分は復員軍人で、苦難を経てきた榮えある伝統をもつてゐる。

「ケネディ大統領はいわゆる「二十年平和」の条件を出した。その一つはソ連が全世界の共産主義化計画を放棄すること、第二は社会主義国、第一に東欧各国が資本主義制度を回復すること、つまりこれら各国に自由選択を提供することである。もしもケネディ大統領の皮算用に従つてこのような条件が実現されるなら、世界のいかなる国いかなる地域もすべて帝國主義、植民主義の支配下、反革命の軍事テロのもとに置かれることになり、世界の平和はなくなる。ケネディの出した二つの条件は全世界を征服しようとする狂気の野心を余すところなく暴露したものである。すべての平和愛好者は真剣にこれに対処する必要がある。

「アジアの社会主義国、たとえば中国についてケネディ大統領は今度の談話でふれなかつた。しかしスチブソン代表が二月一日国連総会で行なつた発言からみれば米帝國主義は新中国に対し、全くうらみ骨ずいに達した、不ぐ戴天の敵といつたところである。ケネディ政府からみれば人民中国の存在を許さないことは当り前というわけである。

米国民も利益を得るとの大統領の意見には同意しなければなら
ない」とのべている。右の人民日報社説が同談話を全面的に激
しく非難していることは、米大統領に対する中ソの評価の差異
をあらわにしたものとして注目される。

一ヤ三一

ⓑ B 4

植民地独立宣言と沖縄について

(1961. 12. 26. 国政)

1. 沖縄が植民地独立宣言という植民地に該当

しないことは、同宣言成立の経緯からも明らか

であり、さきの外務委員会で帆足計議員の

質問に対し高橋国連局長代理より答弁された

とおりである。

2. 従って政府としては沖縄は同宣言という

植民地ではないとの立場をとるべきであるが、

懇談会側から、たとえば沖縄が植民地に該当

しないとしても、政府としては、同宣言の趣旨が

沖縄において履行されるよう、米国に求めるべ

きではないかとの主張を行う場合には、次の

要領を敷衍説明することが適当であると考えら

れる。

「政府は従来米国政府に対し機会あるごと

に沖縄をすみやかに日本の施政権の下に復帰

せしめるよう要望してきたが、わが国としては

米国に対し直接の話し合いによって沖縄問題を

を解決する方針をとっており、国連を通じ

植民地独立宣言の履行を求める形で要求を行

なうことは適当ではない。」

(なお、わが方としては米国の国連憲章107条
 を援用して沖繩が米国の施政下にあるという
 敵国に対する行動に他ならない旨主張す
 るか如き事態に立至ることを避けるよう留意
 すべきである。万一、米国がかかる主張を行
 うことになれば、これは千島に対するソ連の立
 場を有利にする恐れもある。)

GA-6

外務省

大 臣
 秘書官 条約局長 国際連合局長 アジア局長
 事務次官 参事官 宇山審議官
 官房総務参事官 法規課長 政治課長 北東アジア課長
 沖繩解放祖國復帰促進懇談会の件
 37. 1. 23
 北東アジア課
 国連の植民地解放宣言を利用して、日
 本国内の一部に上記名称の団体結成の動
 きがあることは報告済みなるところ、南方同胞
 援護会より右運動に肉する調査結果の提
 供を受け、このたび、別添のとおり供覧する。
 本件提唱者と見らるる帆足計、仲良良光等
 は、昭和12月16日、準備会の名称の右団体

治部省
 37.1.25

217

外務省

結成につき協議を行つたものの、その後、阿

部真之助氏は会長就任を拒否し、呼びか

りを受け、他の関係者も同調せず、役員が決

定も未定の現状で運動は進展してない

趣である。

従つて、本会は未だ正式に発足したとは

云々、難い実情のようであり、なんら実質的活動は

なされてない。

別紙

沖縄解放祖国復帰促進懇談会：打ち
資料

- (1) 会の名称 沖縄解放祖国復帰促進懇談会
- (2) 主要な話人 仲吉良老 (元首里市長, 旧沖縄諸島日本復帰期成会長), 石川達三 (作家), 丹羽文雄 (作家), 海野普吉 (自由人権協会理事長), 森川金寿 (同事務局長), 片山哲 (氏社), 猪俣浩三 (社会), 帆足計 (社会), 阿部真之助 (評論家, NHK会長, 才ノ回懇談会に出度せず), 松岡洋子 (評論家, 日本ペンクラブ事務局長), 川崎なつ (母親大会役員), 藤島宇内 (評論家), 神山政良 (東京沖縄県人会長) と記中, 阿部真之助の別名は藤島宇内
- (3) 事務局 帆足計の在野社 (注: 同人は会の幹事役)
- (4) 会の性格, 活動方針等 別紙(1)及(2)のとおり
- (5) ~~同懇談会資料の付録(章)等~~
- (注)

(イ) 才ノ回の懇談会は, 去る12月16日衆議院オの議員会館で開かれた。

(ロ) 懇談会から出席を呼ば掛けられ, かつ賛同を求められたがこれに出席せず, 又, これに批判的なのは, 大浜信象, 高嶺明達, 瀬長良直 (二幸再務), 比嘉良篤等と聞いている。なお, これらの人々の反対理由は詳らかではないが, その一部では, ① 沖縄を植民地とみなすこと及び② 沖縄復帰を奄美の場合のような簡明な方法を選ばないこと等をその反対理由の一に挙げていると聞いている。

(ハ) 社会党左派が中心となっている「沖縄内題国民運動連絡協議会」でも, 本懇談会に反対ないしは批判的とつことであるが, これは, 主として沖縄復帰運動の主導権争いの原因であり, かつ, 同懇談会の活動が生ぬるいとしているためと聞いている。

(ニ) 同懇談会の性向を, おおむね社会党の右派ないしは民社党の左派的なものであり, 今後の発展性はほとんどないと判断している向きもある。

沖繩解放祖国復歸促進懇談会規約(草案)

- 一、本会は沖繩解放祖国復歸促進懇談会と称す。
- 二、本会は「思想・信仰・政党・政派をこえ、ひろく良識を結集し、内外の世論を喚起し、国連の「植民地解放宣言」の沖繩人の適用によつて沖繩を解放し、日本侵略を表現させ、祖国日本の完全独立と世界平和を寄与することを目的とする。
- 三、本会の趣旨に賛同する人は誰でも入会することができる。
会費は月額五十円(一口)。
- 四、本会には月報の配布をうけ、会の主催する諸会議に参加することができる。
3. 月額一〇〇円(二口)以上の賛助会員をおく。
- 四、本会の運営
1. 会員の中から相当数の委員を選び、委員会をつくる。本会のもつとも重要問題を委員総会で定める。
2. 本会の委員の中から代表委員若干名を選び、代表委員会をつくり、重要事項を決める。
3. 代表委員の推薦によつて若干の幹事をえらび、幹事会をつくり、事務を処理する。
4. 幹事会の下に事務局をおく。
- 五、本会の事業
1. 懇談会、講演会、研究会等をひらく。
2. 国会および国連に陳情を行う。
3. その他関連する事業。
- 六、地方支部
1. 大都市および府県単位毎に支部をおくことができる。
2. 支部の規定はそれぞれの地方の特性によつてつくる。
- 七、本会の規約は、委員総会で定め、その改定も委員総会で定める。
- 八、本会の事務所を、
一九六三年十二月十六日

アソビール

困連の、植民地廃止宣言、を補じ

沖縄解放、日本復帰を、実現しよう

このアソビールを、日本国内だけでなく、地球上のすべての人びとの耳に、そして、その胸と心に

国際連合は、一九六〇年十二月十四日の総会で、あらゆる形の植民地主義を、速やかに、かつ、無条件に、終止させることの必要を徹かに宣言する、という気高い人道的な宣言を、日本をふくめた八十九カ國の大多数で、可決いたしました。これは、困連憲章の民族同權、民族自決の原則を基礎とする歴史的な人類解放の一大福音であります。

また、一九六一年一月二七日の総会で、右宣言が再確認されたばかりでなく、さらに、その履行を促進し、査察する案が決議されたのであります。

現地住民の自決権、自治権が制限され、本国政府派遣の總督支配下にある地域を植民地と呼ぶのは、國際的常識であります。第三次大戦後わが沖繩に居住する九〇万の日本民族も自決権を奪われ、アメリカ政府派遣の高等弁務官支配下に置かれ、過去数百年間、日本本土と自由に往來したその自由も喪失し、米軍政府の許可がなければ出入りできないという明ない異境は、まさしく植民地でなく何でありましようか。米國は、軍事基地を維持する必要から、米國の管理権を明に、現地沖繩住民の要望する祖國復帰を拒みつけ、ついでありますが、これは、人民の自決権と基本的人權を制限する軍事基地維持のためのいぢめる新植民地主義の現われでありまして、前記困連宣言による、あらゆる形の植民地、の中の一種として当然廃止させるべきであります。

困連宣言は、外國による民族の征服、支配は基本的人權否認となり、困連憲章違反であると声明してあります。したがって、困連に立つて、基本的人權を否認し、アメリカがその支配を主張することは、まさに困連憲章違反であり、困連の組織維持のためにも、各加盟國は、わが沖繩を解放すべきであり、そして誰よりも日本は、先頭に立つて沖繩解放の第一歩を發していかねばなりません。

にもかかわらず、去る六月訪米の池田首相一行に対し、米國政府與路の人びとは、沖繩に日本の潜在主権を認めるも、同時に米軍の施政権は完全なものでなければならぬと強言したのであります。これは、軍事基地と施政権は一体であり、米國基地がある間、一部施政権を譲渡しないといふことを意味するものであります。潜在主権とは、沖繩が解放されぬがせりは永久に発動できない主権であります。このことは、とりもなおさず米國の日本分割恒久化であり、沖繩住民は、困連憲章の保障する自由と人權も奪われ、日本公民権再取得もできず、人間としての尊厳もさつた無視され、ついに旧時代のドレイの生活を強制されることとなり、人道上到底黙視できないのであります。

日本國民はもちろんのこと、平和と自由と獨立を愛する全世界の人びとは、それぞれの國の政府と困連にむかつて、困連憲章およびその、植民地廃止宣言、の口訳をわが沖繩にも及ぼしその日本復帰を促進するよう強く訴えをすべきであります。

困連の、植民地廃止宣言、が完全に実行されるならば、一國が他民族を支配するあらゆる形の植民地体制は、地球上から消え去り、真に諸國民平等の二つの平和な世界が生まれるのであります。この時代を迎えるに当り、獨りわが沖繩だけを他國の支配下に成しておくことは、日本民族の良心を深く傷つけるものであり、自由平等の文明社会の通念からも許さるべきことではありません。

沖縄の植民地支配からの解放と日本復帰は、まさに困連の課題であるばかりでなく、日本國民の当面する最重要問題の一つであります。この民族の重大問題解決のために、その思想、信仰、党派をのりこえて一つの偉大な民族的愛國心を結集せしめよう。

沖縄の解放、日本復帰、世界平和、万歳！

一九六一年十二月十六日

(衆議院第一会館にて)

沖縄解放祖國復帰促進懇談会

極秘
まで

国際連合局長

アジア局長

政治課長

北東アジア課長

沖縄立法院の国連加盟国

への要望に関する決議について

37-2-2 宗山

1. 本日各紙朝刊は、沖縄立法院がアメリカの沖縄統治

は国連憲章の原則に違反するものであるから、

国連総会が採択した植民地独立宣言に則り、

加盟国が沖縄施政権の日本復帰のため尽力する

に要望した決議を2月1日採択した旨を報道

した。(別紙1及び2参照)

この決議は、上記の宣言を誤解し、日本政府の

同意に関する立場にもとるものであるのみならず、

外務省

0316

これが国連加盟各国に送付される場合には甚密に

諸国がこれを逆宣伝に利用する等の悪影響が

あるのみである。

よつて 当方より 総理府特産局長に、前記宣

言の沖縄との関連について^{当方より}作成した国会各委員

科を参考として送付するとともに、佐々那覇南方

連絡事務部長をして(公式にはなく)個人的資格

において関係者を然るべく指導せしめるよう要求

した。(+)の傍向) また琉球新報島袋記者に対し、同様の

の趣旨で答えたほか、来訪した琉球政府在東京

事務次長に対し、^{外務省} 次長副主事に、本決議

GA-B

外務省

が有害利益なること及び津僑自民党が三分の二以上の議席を有する津僑立法院でかかる決議が行われたいことは理解し難く、日本の対津僑援助拡大にも支障を生ずるおそれある旨電話を要本した。なお在京津僑生身某氏は、本日中に津僑有力者に対し、本決議を国連加盟国あて送付することなき様強く勧告する(電話にて)と語った。

3. 本件に関し在京米大使館サタリ書記官は、津僑立法院の決議を国連加盟国に回章するのには国連米代表部を通じなければならぬから、その実現性は無いが、直接各国あて郵送されること

とを妨げることは出来ないので、全然手視することにするか、または何か対策ありや研究件石も語った。よって当方より、日本政府は津僑立法院の措置に容喙する立場にはないが、少なくとも本件決議は植民地独立宣言を誤解し、またこれに関する日本政府の見解に背馳するものであるため、出来れば同院がこの決議を国連加盟諸国あてに発送する前に、同院をして日本政府の見解を踏合するか又は決議のために連絡せしめることと致したく、米側で然るべく工作する様示唆した。と云、サは何かやつて見ようと言った。

國連諸國に呼びかけ

琉球「施政権の日本返還」

【那覇】林支局長「日理」琉球立法院は、日米領土問題の解決に、余二致で琉球の施政権を米國が日本に返還することを希望する決議をした。この日米領土問題の解決は、はじめて國連加盟諸國の力を要請して、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

植民地と割切るのは不適当

政府の員解

【那覇】林支局長「日理」琉球立法院は、日米領土問題の解決に、余二致で琉球の施政権を米國が日本に返還することを希望する決議をした。この日米領土問題の解決は、はじめて國連加盟諸國の力を要請して、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

国連憲章原則に違反

沖縄の日本復帰に努力を

【那覇】林支局長「日理」琉球立法院は、日米領土問題の解決に、余二致で琉球の施政権を米國が日本に返還することを希望する決議をした。この日米領土問題の解決は、はじめて國連加盟諸國の力を要請して、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

國連加盟諸國の決議は、一九〇年十一月の第十五回聯合國総会に採られた「琉球諸島」の決議を基礎として、米國の施政権を、國連加盟諸國の協力で取り去るべきである。

各派の勢力分野

自民	22
民社	5
大衆	1
無所属	1
計	29

国際連合局長

アジア局長

政治課長

亜細亞課長

秘

沖繩立法院の國連加盟国に対する
要請決議の件 37-2-6 案山

重要事項

本日在京米大使館サタリ書記官は、國務省よりの訓令による趣をもつて、2月1日沖繩立法院が國連における植民地独立宣言に及し、國連加盟国に対して沖繩の日本復帰のため盡力ありたい旨要請するとの決議を行ったことについて、米國政府は日本政府がこの決議の國連加盟諸国へ送付されるべき格~~格~~何等かの措置をと~~り~~得~~る~~ことを要請する旨述べた。

よつて 当方より、本件については日本政府は2月2日

琉球政府に (1) 日本政府の見解では沖繩は植民地ではない。(2) 國連の前宣言は沖繩には該当しない。(3) 國連加盟國中、沖繩を植民地であると発言した國は1國もなかった旨を非公式の経路を通じて伝え、そのことはすでに沖繩の新聞に報道された。決議の発送を阻止する事は沖繩の施政に与る米側の問題である。サセステヨンをおめられたから云うが、キヤラウエイ備前事務官が (1) 同決議中の植民地独立宣言の取扱いは米國政府の見解と異なることを発表するとか、(2) 日本政府の見解と照合することを示唆するとは出来るのではないかと言った。

取扱注意

立法院における「施政権返還に関する要請決議」
について(201)

さる2月1日、立法院において採決された「施政権返還に関する要請決議」の作成経緯は、次のとおりであるので報告する。

記

- 1 立法院開会へき頭本件決議を行う動きがあつたので本職としては、昨年と同趣旨の決議における不手際を繰返さぬよう関係方面と連絡をとつて来た次第であり且つ、開会前日もこの点念を押したところ、これに対し主席は「行政府では、東京事務所をとおして本土自民党、外務省等と連絡をとり、植民地解放の国連議決を含む諸資料をとりよせこれを与党に交付説明する等の措置をとつているのでその心配はない」と言明していた。
- 2 立法院においては、各派とも「施政権返還要請決議」を考慮していたが、沖縄の現状規定について、自民党と革新各派との意見が一致せず、各派の代表による起草委員会(翁長助静(自)、長浜清栄(社大)、古堅実吉(人)、知念朝功(無))に委ねられた。
- 3 自民党としても、不手際のないように準備を行なつていた

が、前記起草委員会において、革新派の理論に押され、その意向にひきずられたものである。

- 4 最近、沖縄自民党は、立法院で29名中22名を占めているものの、「多数横暴」「民政府・行政府の手先である。」等の声に敏感となり、行政府から離れて独走する傾向がみられる。(瀬長副主席談)

(写送付先) 外務省アジア局長

809

取次注意

立法院における「施政権返還に関する要請決議」について（その2）

立法院の「施政権返還に関する要請決議」について、沖縄自民党は、次のとおりその対策を考慮している。

記

1. 自民党総裁である大田行政主席は、2月3日午前記者会見を行い陳弁につとめたか、さりとて決議文面を正面から否定するわけにもいかず甚だしく苦慮している。（記者会見の概要は別紙のとおり）
2. 2月3日午後、大田主席は、この問題について本職に対し「私信で本土自民党に、わび状を送る考えである」旨述べたので本職が「国会答弁にも引用し得ない私信を送るより、各方面に誤解を与えている当決議について、早急に総務会を開き、自民党の真意を發表すること」を勧告したところ、大田主席はこの勧告に同意し、その実現を囑ることを約束した。
3. 当決議文の国連加盟国への発送は、「大田主席」及び「高等弁務官」を経ることになっている模様であるが、その送付阻止の可能性について検討する旨語っている。
4. 新里自民党幹事長は、この問題について責任を感じ、2月3日朝、大田自民党総裁に辞任を申し出ている。

（写送付先） 外務省アジア局長

大田主席記者会見概要

(2月3日午前)

施政権の返還は民族の本能的なねがいであるのでこれが立法院においてとりあげられる事は自然であろうがその内容は、各派代表からの起草委員によつて作成されたものようで、自民党の意志が充分とり入れられなかつたかも知れないが、それは、しばらくおくとして、今回の決議の真意とするところは、沖縄は勿論植民地ではないが、施政権の返還をねがうのあまりに文詞に誤解を招くが如きものが生じたのではあるまいか。

私は常に申し上げておるとおり、沖縄の施政権返還はもとよりのこと、沖縄の問題は結局、日米両国政府の理解と信頼に立つてはじめて解決がのぞめるのであり特に池田・ケネディ共同声明により対琉援助が拡大されつつある現状にも留意すべきであろう。

問 主席は沖縄を植民地と考えるか

答 私の理解するところによれば植民地とは本国の経済的利益のためにさく取の対象になつてゐる地区をさすのであり、ところが、アメリカは再々声明してゐるとおり、沖縄を保有する所以のものは、自由主義国家を守らんが為であつて、領土的野心は毛頭なく、従つて沖縄から経済的利益を得んとしてゐるものでもない。

問 決議を国連に送ることについてどう思うか

答 施政権は平和条約第3条によるもので従つて、その鍵をもつのはアメリカであるので当事国たる日米双方にうつたえるのが適当であろう。

この平和条約の締約国でもない国にまでうつたえるということについては相当な批判があるであろう。

問 この決議が本土政府に随分反響を与えているようだが主席はなんらかの手段を講ずるか

答 いまのところなんとも言えない。

問 この決議について事前に連絡があつたか

答 別になかつた。院の方の活動は、院に自主性をもたせる意味で干渉がましいことはしてないので従来同様、今度も相談をうけてゐない。

タイプ指示	宛信用	執務用	計
主信	2	2	4
付	有 各連 御宛 29 係 係		
届			

発送 昭和7年2月8日
 発信 中 校 査 出

文書 公信案 (分類)

公信番号 甲 第 334 号 公信 昭和7年2月8日

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長

主管 アジア局長
 宇山審議官

主任 北東アジア課長

起案 昭和7年2月7日

発信者 電話番号 608

受信者 在米 朝海大使
 岡連 岡崎大使

発信者 小坂大臣

写送付先 (希望送付日)

件名 琉球立法院の施政権返還決議 ^{に因り} 件

つきに電報を以て要略と通報して
 2月 日付 往電 本件に因り 琉球立
 立法院の施政権返還決議文 ~~封条~~ 及び植
 民地独立宣言と沖縄に関する国会答弁資料(議案)

GA-2 外務省 回覧番号 035

8 2

2

~~(別添2)を添付~~ 送付す。

各1部別添

付属物添付 ✓

GA 4 外務省

国会想定問答資料（沖縄立法院の施政権返還決議について）

BB37 2. 8.
北東アジア課

問 政府は琉球立法院が2月1日「施政権返還に関する要請決議」を行つたのに対し、直接干渉した由であるが、本件については沖縄住民の意思が実現できるように努力すべきで、これを抑えるが如きは不当ではないか。

答 本件の決議は、オ1号日本政府宛、オ2号米国政府宛、オ3号国連及び同加盟国宛の3となつてゐるが、その内容の一部にはオ15回国連総会の植民地独立宣言の本旨が正しく理解されないので、引用されたかに思われる節がある。

よつて係官が新聞記者等の質問をうけた機会に、日本政府がこれまで国会において述べた、右植民地独立宣言は沖縄には該当しないとの見解を明かにし、那覇の南方連絡事務所長にもこれを伝えておいた次第である。政府

は沖縄立法院の活動に直接干渉できる立場にないので、本件決議を抑えるような措置をとつたのではない。

沖縄住民の意思を尊重し、その実現を図る点については、例えば昭和三十七年度沖縄援助予算案について行つたように、今後とも出来るだけ努力する所存である。

植民地独立宣言問題の件

昭和35年11月4日付小坂大臣あて松平大使発電報の関係部分

「4日午前の作業委員会においてインドネシア代表は、起草委員会が作成した案の主文にある The peoples in all territories の字句およびガーナが提出した修正案中の peoples in all territories that are not yet fully independent の字句は概念が明確でなく、沖縄等がこれに入るかもしれないという疑問が生じ得るので、これがまだ主権をもたない領土に限定されていることが明瞭な字句、たとえば trust and non-self-governing territories を用いる必要があると述べた。」

北東アジア課長

植民地独立宣言に関する資料

昭三七一五
外務省

一、植民地独立宣言履行に関する特別委員会

(一) 委員会設置に関する決議(一六五四(XVI))は別添のとおり、

(二) 委員会構成国は、一月二十三日総会議長の指名により、オーストラリア、カンボディア、エチオピア、インド、イタリア、マダガスカル、マリ、ポーランド、シリア、タンガニカ、チュニジア、ソ連、英国、米国、ウルグァイ、ヴェネズエラ、ユーゴの十七カ国と決定、

(三) 各国代表の氏名、委員会の組織、活動状況等については未だ報告に接せざるにつき目下照会中

二、植民地一覧表

委員会が植民地一覧表を作成した事実は未だ承知せず、また、他の委員会あるいは国連事務局が右一覧表を作成した事実はなし。

秘

秘
まで

事務次官	アメリカ局長	国務局長	アジア局長
外務審議官	参事官	参事官	宇山審議官
官房長	北米課長	政治課長	北東アジア課長
官房総務参事官	沖縄問題に関する件		

37-2-15 宇山

本日在京米大使館サクリン書記官は、最近連日国会において沖縄問題が議せられてくることに関係し意見交換のため来訪した際の次の趣旨であった。

1. 昨日小坂大臣が国会で沖縄問題について行われた noble statements には、自分等は深い感銘をうけている。先日も申した通り、2月1日沖縄合衆院決議に関し、日本政府の立場

外務省

要旨
米大使館代表部に通報方針が決定した
3/16
口連に電報が
国政

37.2.16
17

措置を多としておられることは、昨日大田行政主席は同決議をキヤラウエイ高幹参事官に伝えた。米側もこれを如何に取扱うか未決定のことは、問題は同決議の字(国連加盟国に於てのみ)に於てあるが、恐らく高幹参事官限りで握りつぶすことなく、ワシントンに伝えて請訓することとし、ワシントンに於て何等の措置をとることもなく「検討中」といふ建前を続けるであろう。

2. 日本国会における沖縄施政権返還に関する要望決議について。(当方より、(1)2月1日の

GA-6

外務省

沖縄立法院決議は国庫及び極地
独立宣言の諒解にもとづく個所あるに付きこ
に言及しないこと及び(七)北方領土(西蔵)をも併
せ要望することの又条件が答へられれば、日
本政府としては異議を申立てないこととなら
ず(述べたのに対し)米側としてはかかる決
議がなされることを望むのは勿論であるが、
上述の又条件が答へられれば決議あることも
已むを得ないと思ふ。

3. (美方より、ケイセン報告が極めて前向き
日本向き)
のものである由もあり、これについての協議を

早く始めれば、建設的方向を打ち出し得、
野党が現状の欠陥をほじくることによつて
在朝の視察と集めることと断り得ると思ふ(述べ
たのに対し)、同感である、在京米大使館と
しては先般米、殊にケネディ長官の訪日を機と
して沖縄問題に日本論が沸きまわつてゐる程
であることをワシントンに報告し、新沖縄政策の
決定及び日本側との協議開始の促進方献言
してゐるが、今日ワシントンに電報し強く催促
すると思ふ。

4. 前記1の沖縄立法院の決議が国庫及び極

加盟国に送付されることを阻止し得たと見られ、

近々植民地独立宣言の実施に関する特別委員

会17カ国の会議が開かれる筈であり、その際共

産国代表が非強国問題を対米攻撃の具とし

て利用する可能性が多い。米国としては同案

を合が他の問題に忙殺され、非強国問題の

論議に多くの時間を割き得ないためにしよ

うとの方針で、目下ワシントンで検討中である。

この点について遠くから同盟国において米代表

部から日本代表部に連絡するものと思ふ。

5. その他非強代表の日本国合衆代表と"同

二
題が多いので、先般山本奉使中に再度協議した。

UNITED NATIONS
GENERAL
ASSEMBLY



Distr.
LIMITED

A/RES/1654 (XVI)
28 November 1961

Sixteenth session
Agenda item 88

(植民地獨立宣言履行決議)

RESOLUTION ADOPTED BY THE GENERAL ASSEMBLY

[Without reference to a Committee (A/L.366 and Add.1-3)]

1654 (XVI). The situation with regard to the implementation of the Declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples

The General Assembly,

Recalling the Declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples contained in its resolution 1514 (XV) of 14 December 1960,

Bearing in mind the purposes and principles of that Declaration,

Recalling in particular paragraph 5 of the Declaration providing that:

"Immediate steps shall be taken, in Trust and Non-Self-Governing Territories or all other territories which have not yet attained independence, to transfer all powers to the peoples of those territories, without any conditions or reservations, in accordance with their freely expressed will and desire, without any distinction as to race, creed or colour, in order to enable them to enjoy complete independence and freedom",

Noting with regret that, with a few exceptions, the provisions contained in the aforementioned paragraph of the Declaration have not been carried out,

Noting that, contrary to the provisions of paragraph 4 of the Declaration, armed action and repressive measures continue to be taken in certain areas with increasing ruthlessness against dependent peoples, depriving them of their prerogative to exercise peacefully and freely their right to complete independence,

Deeply concerned that, contrary to the provisions of paragraph 6 of the Declaration, acts aimed at the partial or total disruption of national unity and territorial integrity are still being carried out in certain countries in the process of decolonization,

61-28835

/...

A/RES/1654 (XVI)
Page 2

Convinced that further delay in the application of the Declaration is a continuing source of international conflict and disharmony, seriously impedes international co-operation, and is creating an increasingly dangerous situation in many parts of the world which may threaten international peace and security,

Emphasizing that inadequacy of political, economic, social or educational preparedness should never serve as a pretext for delaying independence,

1. Solemnly reiterates and reaffirms the objectives and principles enshrined in the Declaration on the granting of independence to colonial countries and peoples contained in its resolution 1514 (XV) of 14 December 1960;

2. Calls upon States concerned to take action without further delay with a view to the faithful application and implementation of the Declaration;

3. Decides to establish a Special Committee of seventeen members to be nominated by the President of the General Assembly at the present session;

4. Requests the Special Committee to examine the application of the Declaration, to make suggestions and recommendations on the progress and extent of the implementation of the Declaration, and to report to the General Assembly at its seventeenth session;

5. Directs the Special Committee to carry out its task by employment of all means which it will have at its disposal within the framework of the procedures and modalities which it shall adopt for the proper discharge of its functions;

6. Authorizes the Special Committee to meet elsewhere than at United Nations Headquarters, whenever and wherever such meetings may be required for the effective discharge of its functions, in consultation with the appropriate authorities;

7. Invites the authorities concerned to afford the Special Committee their fullest co-operation in carrying out its tasks;

8. Requests the Trusteeship Council, the Committee on Information from Non-Self-Governing Territories and the specialized agencies concerned to assist the Special Committee in its work within their respective fields;

9. Requests the Secretary-General to provide the Special Committee with all the facilities and the personnel necessary for the implementation of the present resolution.

1066th plenary meeting,
27 November 1961.

3

植民地独立宣言に関する資料

昭三セニ一五
外務省

一、植民地独立宣言履行に関する特別委員会

(一) 委員会設置に関する決議 (一六五四 (XVI)) は別添のとおり、

(二) 委員会構成国は、一月二十三日総会議長の指名により、オー

明足討から資料要求
に於て二月十六日、国連局
より提出したものを

ストラリア、カンボディア、エティオピア、インド、イタリ
ア、マダガスカル、マリ、ポーランド、シリア、タンガニカ、
チュニジア、ソ連、英国、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ、
ユーゴの十七カ国と決定、

(三) 各国代表の氏名、委員会の組織、活動状況等については未だ
報告に接せざるにつき目下照会中

二、植民地一覧表

委員会が植民地一覧表を作成した事実はまだ承知せず、また、
他の委員会あるいは国連事務局が右一覧表を作成した事実はな
い。

(2)

力
工
イ
エ
カ
ク
ケ
コ
カ
キ
ク
ケ
コ

4992 説明 - 17ヶ国委員会の
資料 第1巻の17ヶ国委員会の
2094 (1) 附件 17ヶ国委員会の
第1巻の17ヶ国委員会の
37-2-18
4992 持参

MEMOIRE

The US believes that Committee of 17 can and should play an important role in implementation of resolution 1514 (XV). US wishes to suggest several subjects which are appropriate for urgent constructive consideration by committee.

The committee's first task should be to gather all available information on the various trust territories and non-self-governing territories, classify them into categories that present similar opportunities and common factors, and formulate recommendations for steps administering authorities should take to bring various types of territories expeditiously to the achievement of self-determination and if they so choose independence remaining non-self governing and trust territories obviously present a wide range of differing situations. First there are a few large territories still under colonial rule. Within this category there is a sharp contrast between those territories evolving rapidly toward independence and those in which almost no progress is being made towards self-determination. There are also the smaller areas, such as scattered dependent island territories or colonial enclaves. Conditions in these territories differ widely in scope and difficulty from those encountered by the larger NSGTS.

Much new ground will undoubtedly have to be broken in the study of questions of the political organization and economic viability of geographically small or resource-poor territories. How, for example, might such territories best insure themselves adequate representation in international organizations, including the UN? How could they insure proper representation in the capitals of the world? How can they most effectively work with their neighbors and their more distant kinsmen to solve common political and economic problems in a day of ever-greater interdependence and competition? What means do they have at their disposal to provide for their own defense? How can they, in turn, contribute their share to the solution of common problems? All of these subjects are believed appropriate for urgent and constructive study by the Committee of 17.

We also hope Committee of 17 would give detailed and specific attention to the concrete elements involved in achieving self-determination and if that were the choice independence under these various conditions. By analyzing the situations involved in such categories of questions as suggested above (or others) we believe the committee could make important contribution toward implementation of resolution 1514.

Since great amount information needed to make such committee action possible is already available at the UN, committee should, at its first session, request secretariat to gather it together. Reports of the committee on information from NSGT's, the Trusteeship Council, the Committee on South West Africa, and the Economic Commissions for Africa, Asia and Latin American would provide valuable and readily available sources of data.

Comments

Comments of governments of those states which have achieved independence since the founding of the UN should also be solicited and reviewed by committee to identify problems involved in achieving self-determination and if that were the choice independence. Recommendations of such governments for the future should also be sought.

Administering authorities should at first meeting, be invited to submit their comments on their past experience with such problems and their recommendations for the future.

We believe it important for orderly and constructive work that committee should in its first set of meetings select its officers and then proceed to establish a work program on the basis of criteria outlined above. The second stage of the committee's work should begin as soon as the necessary info becomes available.

極 秘

電信写

総第	6728	号	昭和	37	年	2	月	19	日	20	時	00	分	発
贈	第	354	号	L T F	主管	重 東 大								
大臣	米 長													
政務次官	参													
事務次官	米 北													
外務審議官														
官房長														
在	米	朝	海	大	使	宛	小	坂	大臣宛					
伝	在													
件名	冲縄問題に関する件													
<p>1. 最近国会において殆んど連日冲縄問題が取上げられおるところ(別紙第355号参照)、来る6月の参議院選挙を控え今後とも野党側は同問題によつて政府攻撃を続ける公算が大きいとの観測も行なわれている。</p> <p>政府としては上記の情勢に対応して冲縄問題については池田、ケネディ会談以来(1)国族揺蕩、</p>														

GB-6

外務省

電信写

(1)労働立法の改正、(2)教育内容の充実のための本土よりの協力、(3)新年度における本土よりの援助の増大等着実に建設的成果があがりつつある実情を述べて政府の方針が日本の国益にかなうものである所以を強調している次第である。

2. しかしながら、冲縄が米国の施政下にある状況が続く限り、事態改善のための政府の努力が手ぬるいとの議論が国民感情に訴える力は極めて強いことはこれを認めざるを得ない。他方今日の国際情勢下において直ちに施政権の返還を要求し得るものでもないで、わが方としては冲縄民生の向上につき不断の努力を続け、とりあえず現段階において国民感情のいらだちが過熱化することを防止しおき、国際情勢の変化に応じて今後とるべき方策を考究することが肝要であり、そのためには池田、ケネディ会談のフォロー・アップとしてケイセン報告を取上げ日米間の冲縄に関する協議を再開することが時宜に違すると存せられるので貴使においても貴任国政府に対して適度の事情をとくと説明の上先

外務省

電信写

方内部におけるケイセン報告の審議を促進せしめられるよう御努力ありたい。もつとも国防省等においてかかる動きに対し危角警戒的な態度をとる傾向ある中に存ぜられるにつき御如才なまことながらその点御留意の上説得工作を進められるよう致したい。

なお当方よりの説得の結果在京米国大使館も上記の構想に全般的に同意するに至り、最近本國政府に対し強く意見具申せる態である。

外務省

要号 3 部

発信係 総第 06729 号
昭和 37 年 2 月 19 日 20 時 00 分発

電信課長

(分類)

略平	第 357 号 (LTF)	
大臣	主管 アジア局長 阿部	起案 昭和37年 2月 19日
政務次官	宇山審議官	
事務次官		
官房長	主任 北東アジア課長 山本	起案者 弘 電話番号 (印)
(協議)	アメリカ局長 (印)	
	参事官 (印)	
	北米課長 (印)	
(回覧)		
在 米	朝海 大臣使館 総領事	小坂 大臣発
電 報	在	大公使館 総領事
件 名	沖縄問題に関する件	
	往電 第 357 号 号 に関する件	
電信案(甲)	外務省	回覧番号

19 56

最近国会における沖縄問題の審議
状況次のとおり。

1. きっかけとなったのは、2月1日

沖縄立法院における「米国の沖縄
統治が国連憲章の原則に違反し

あり、国連の植民地独立宣言の趣旨

にもかんがみ、米国は沖縄施政権

を日本に返還すべきである」との趣

旨の決議の採択である。この決議

は (1) 日本総理、(2) 米大統領

、(3) 国連および国連加盟各国

(おたがしは直ちに下記2の政府の見解を新聞記者の

あてのふりあり) (月下 キアラウエイ 高等

電信案(乙)

外務省

△内に答える形式で現地に伝えられた。

併補官が^{同決議}の取扱振について検討中
の由であり、わが方には未だ送付され
ていない。

2. わが国会においては、昨年国連総
会でソ連が植民地独立宣言の履行
に関する決議案を提出した直後より、

社会共産両党が同宣言は沖縄にも

該当するとの議論を展開してきたが、

上記1の沖縄立法院決議に関連し^{再び}

この議論をくりかえし述べている。

これに対し政府は、「宣言のいう植民

地とは外国の征服支配および搾取の

電信案(乙)

外務省

下にあり、住民独立の予定も明確でない領土であるところ、(A) 沖縄は日本が潜在主権を有する日本固有の領土であって、将来当然に日本の施政権下に復帰するものと期待されるものであるのみならず、(B) 住民の福祉の増進について日米両国が協力して実績をあげつつあり、後で採取が行なわれているわけではないので、沖縄を上記宣言にいう植民地であるとして同宣言の履行により日本への復帰を図ろうとするのは適当ではない」と反駁

してきた。

3. 日下国会の主要三政党の間で政府に対して沖縄、小笠原および北方領土の日本復帰の実現について^(最善)の努力を払うことを要する決議を行なうことについて話し合いが行なわれつつあり、大体2月28日頃には採択される見込みなる由である。

この案につき19日ライシャワー駐日大使は本大臣に対し生々此は「この決議が行われなことは望ましいが、これを止め得ない場合には決議中に2月1日の沖縄立法院決議に言及す

池田首相切望する旨申されたが、本大臣より
壹倒れば目下その方針に建電側を認得中
である旨答えておいた。

有方班

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごす

37 4771 平 日政
日 連 2月27日 18時 宛
本 省 28日 09時 着
小 坂 大 臣 岡 崎 大 使

植民地独立宣言履行特別委員会に関する件

才2々1号

信電才218号に因し

17人特別委員会は27日午後2時の
会合を開き、米英マリ、ソ連各代表より委員会の
当面の課題検討の方法についての発言が
行われた。要旨次の通り。

人 米

(1) まずもって日連内の既存の情報を
集めることが必要である。信託理事會
被自治地域情報委員会、南西アフリカ委
員会、経済関係の各種機関等の持つ
関係資料は豊富である。

外務省

あ

文野

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごす

(1) 独立及び自治の達成のプロセスは
き現在及び過去の施政目及び戦後の
立した諸目より広く情報を集めること
も必要であろう。

(2) 委員会としては個々の地域について
とりも各種のタイプの事態について
審すべきである。

(3) 委員会は外務省知的事務委員会
における如く多数決制によらずに全員の
協議を運営して行きたい。

2. 英

(1) 現在の50余の被自治地域中其施設
のものは2を算し、その人口は通算
5万に達する。本委員会に関する英
刺意は極めて大きい。

(2) 英は各地域の自治達成のため大なる
努力を続けており、そのスピードはめ
るしい。

外務省

4月11日 前日

4月11日午後 本件内容をサリノ書記官に電話で

通報した。

「サリノ 貴方の好意^と感謝するところ。貴方の

質問に対し、在米大使館に2月14日未だに

趣旨^と米國國連代表部から聞かされた。昨日得た

電報では、本件に關する日米協議^と統一^と不^とり。

日本代表部では國連工作に日本側がやることに乗気

だが^と、米國側がやることもないこと、意向の不一致

ありと聞かされた。従って、その後日本側が踏み

出すに關する照会^と結果が今度の情報と

合致するところ、見解を述べた。

口連局長
新中
政治課長 (3)

宇山書院友

沖縄問題に関する口連事務総長あつの帆足計の文書

に関する件 37-4-27
要也 (叔系)

4月27日在京米口大使館・サ列ニ書記信は、

永を来言ふ。次のとおり述べた。

1. 在ニエ-エ-ウ 米口代表部より電報に於ては、

4月25日口連事務総長は、帆足計より「中

縄問題に関し、17人委員会が同問題を取り

上げ、米口に在領下にあり同地域の解放のため

の措置を講ずるよう取り計らうこと」旨

の文書による要請 (petition) を受領した由

である。

2. 前記文書の取扱については、口連事務局におい

ては、何ら決定をしないが、従来の慣行にお

いて、事務総長は、小委員^人会議長に送付し、

同議長は、小委員^人会に付託するに

により、小委員^人会が沖縄問題には17人

委員会の所管外であると決定すれば、本件要請は

そのまゝ、放置するにせよと考へらる。

3. よつて、事務総長又は17人委員会議長に対して

本件取扱振りについて何らかの申入を可とする

に付て、在ニエ-エ-ウ 米口代表部より日米代表部

(星希中尾)に日米例意見照会中であるが、

米代表部と12は、日米例より17人委員会交渉

に対し、本件請願をとり上げたいよう工作するに

が最も適当なりかと考へてこの由である。

4. ついては、本件につき早急に検討を原貝いたし

政府の方針決定あり次第連絡ありたい。

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡をう

電信写

37 10294 贈 (日政)

日 連 4月26日 1220発

本省 4月27日 07:27着

入換大臣 岡崎大使

(沖縄問題に関する事務局長宛文書に関する件)

第541号

往電第484号に附し

4月25日米代表部員より当方部員に対し電話をもち、国会議員帆足氏より事務局長に於て沖縄の米国人配列の解放につき17人特別委員会に注意を喚起する文書を送付した事実があり、右に關する対策を考慮中なる旨連絡した。当方より事務局信託非自治地域関係事務局次長アロウイ、佐に肉合したところ、右文書は沖縄に於ける人権等に関する2,3の付属文書と共にSGにて郵送した、ごく最近到着したばかりであり、その取扱については一委員長と協議した。

極秘

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

(四)右は一応 petition と見なされることも思われるが口頭陳述を求めるものではないから自動的に委員会メンバーに配付されることはなっていない。かかる文書の委員会における取扱いはまだ決定していない。(イ)また沖縄がそれぞれ17人委員会の管轄地域に該当するが否が問題で、事務局としても右文書の取扱いはどう見当がつかないと述べた。

又、本委員会が文書の取扱いは本年3月30日の会議(議事録 A/AC.109/SR.12)において委員長より例外の決定を除き通則として(1)すべての petition は請願小委員会が審査する(2)口頭陳述申込の文書についてはこれを委員会全員に直ちに配付する(3)それ以外のものであれば請願小委員会からの取扱方を検討し全体委員会に報告するとのコンセンサスと述べているところ右(四)の請願小委員会の報告はまだなされておらず従ってかかる文書取扱いの通則を確立して

極秘

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

いよいよわけである。なお(ハ)に関しては請願小委員会の3月20日会議(3月20日)が討論を行っている(A/AC.109/SC.1/SR.4)。米代表部、事務局等と今後とも連絡致すこと取りあえず。

(3)

配布先 大臣、次官、外務、官房長、亜、米、参、口、情、各局長、
亞、参、米、参、口、参、総、亜、北、米、北、保、参、口、
口、政、社、管

北東アジア課長

極秘

9. 件 幸四三〇 在米大使館サタリニ通報済

電信写

総第 14042 号 昭和 37 年 4 月 28 日 13 時 00 分発

附 第 226 号 主管 国政

大臣 総
政務次官 副長、北
事務次官
外務審議官
官房長

在 国連 閣僚大使 宛 小坂 大臣宛

転 在 宛

件名 沖縄問題に関する件

貴電第54/号に関し
本件に関しては27日在京米大使館よりも連絡ありたるところ、日本政府としては沖縄は植民地独立宣言にいう植民地には含まれず、との見解なること往電合第397号のとおりであり従つて、わが方としては、沖縄問題が17人委員会に持ち出されることは妥当ではないと考えている。ついで、この

電信写

機会に本問題に関するわが方見解を米代表部とも連絡の上国連事務局および17人委員会議長に対し然るべく説明しおきたい。

OKINAWA TIMES ACCOUNT OF REMARKS MADE BY
KEI HOASHI AT ROUNDTABLE CONFERENCE WITH
OKINAWA TEACHERS ASSOCIATION

北東アジア課

"Okinawa is one of the three greatest military bases of the U.S. and is a strategic point of security for the U.S. and its existence is like the eye of a typhoon; therefore, Okinawan inhabitants are bound to be deprived of their freedom and the settlement of Okinawan problems is not simple. This matter should be taken up as an international problem.

"The views of former Prime Minister Kishi Nobusuke and Prime Minister Ikeda Hayato with regard to the situation of Okinawa are nothing more than that 'it is regrettable but nothing can be done about it.' They do not know much about Okinawa, nor do they make efforts to learn. In the light of their poor knowledge of Okinawa, they agreed to the security pact. I have made an inspection tour of Cuba and various other countries, but I think there is no other country like Okinawa which is more similar in situation than Cuba prior to the revolution. It is unquestionable that there is no freedom in Okinawa. Okinawan political parties would not be able to do anything they wish to do if the high commissioner who is vested with the veto power should say 'no'. Okinawa is nothing more than a colony in that the will of the inhabitants is ignored."

"The revolution of Cuba attained success under pressure of the urgent request of the masses. All people - conservatives, teachers, townspeople, as well as the general people alike - unified their efforts for the sake of their fatherland. I believe it is necessary for Okinawa to launch a movement for attaining reversion to the fatherland with the participation of all inhabitants."

2. A. Hoashi's political activity here, of course, violates terms of his entry. In application for entry he stated purpose as being "sightseeing and observation of social conditions."

五月廿七日
沖繩タイムズ
記者会見
報告

国連代表部より要望するに
関する件

27.5.24
国政

今般国連不従の一時帰朝に際し

国連代表部より貴課関係の22別添の

ご回答を要望の件について回答

27.5.24 命令の件 5月29日中に

御返答願う所

3. 具体的懸案についての要望

- (1) 総会議長問題(口頭)
- (2) 特政委委員長問題(口頭)
- (3) 沖縄問題

本件が国連において問題となる可能性は常に増大していると判断される。従来わが国は、まず米國と協議し、日米共同で国連における討論を阻止するの方針をとってきたが、本件が17人委員会等へと上げられることは理論的にもおかし、又實際上も好ましくない。今後其沖縄問題が国連において議論の対象となることをできるだけ阻止する方向に努力を続けてゆくべきものと考え。

(4) 国連公債問題

公債問題は17総会の中心議題の一つであり、特にわが委員会としては中核の問題となる。国連も如何に重視しているか、ウダントをはじめとする事務局は如何に信頼しているか、国連の平和維持活動を如何に支持しているかは公債の引受けによって実証される。

従って、わが国は右の支持、信頼を表明している限り是非とも公債引受けを了してから総会に出席することと致したい。

これは同意見であり、今私共の方針は進まず、改中した。今私共の方針は進まず、改中した。

5
 発信部 31196 号
 昭和 年 OCT 17 日 17 時 29 分

電信案 (分類)

略平	第 695 号 (LTP)
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主管 アジア局長 後官審議官 下部参事官 総務参事官 主任 北東アジア課長 起案 昭和 37 年 10 月 15 日 起案者 (新) 電話番号
アメリカ局長 参事官 北米課長	臨時代理 大 本 使 宛 大 平 大臣宛 総 領 事 在 国 連 岡 崎 在 未 朝 海 大 本 使 宛 総 領 事
件名	沖縄解放祖國復帰懇談会 代表派遣 貴電才 208 号に 関し 1. 昨年来 社会党 帆足 計、日本自由人権協会 事務局長 森川 金寿 を 代表 幹部 として、「沖縄 解放祖國 復帰 促進 懇談会」の 結成 された。
GB-1	外務省 回覧番号 3027

本欄の保管度バラバラ
 整理にされたか

17
 5
 105



2
 地方
 本年 2 月、琉球行政立法院は、国連加盟国に対し、
 施政権返還に関する決議を行なったが、これを契機と
 して、同会の運動は活発化した。
 2. 9月24日、同会は ~~会主催~~ 現地代表2名、本土
 の沖縄代表2名、及び学識経験者数名を以て構成
 する陳情団を国連総会に派遣することを検討し、とり
 あえず琉球行政立法院議長、沖縄教職員会会長及び
 沖縄日本復帰協議会会長に対し現地代表の国連派
 遣 ~~準備~~ について協力を要請したところ、立法院にお
 いては野党側は同調したが、支連は施政権返還
 は日米両国政府の交渉で解決をはかるべきであると
 して、協力を ~~得~~ ~~られ~~ ~~な~~ ~~か~~ ~~ら~~ ~~な~~ ~~か~~ ~~つ~~ ~~た~~。教職員会は

さらに検討したいとの態度、復讐協議会は慎重
 に検討してその実現に努力したい旨 回答越した
 趣である。よって、同会は9月28日再び会合を
 催し、本件派遣について さらに検討したか、意思
 の一致をみるに至らなかったため、さしあたり代表
 を国連総会に派遣することは取止め、将来を期
 してその実現に努力するとともに、沖繩施政権及
 連の問題が国連総会の議題に取上げられるよう
 推進する目的をもって その法律的検討を行うた
 め、同会内に「国際法研究会」を設置することも決
 議した趣である。

よって、現在ところ ^{同会が} ~~同~~代表 ^を たちくに国連に派遣

することは ~~本想~~ ^{本意} なることと考へられる。

米に転電した。

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 31249 平 國 改
 国 連 20日 20.45発
 本 省 11月 21日 12.22着
 大平大臣 岡崎大俠

17人委員会報告の件

箋1707号

往電第1685号と肉し

1. 本会議は20日17人委員会報告に關する一般討論を行ない、米ソを含め8ヶ國が發言した。米は(イ)過去1年間に自由世界より8ヶ國が新たに独立したのに対し、共産帝國主義支配の下よりは1國も自由を確保し得なかった。(ロ)選抜の自由なきと云ふことはすべて植民主義が存すると考ふる。(ハ)17人委の活動状況には不満足なところか少くない。これは主としてソ連代表の責

外務省

波
伯
(1)

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

社による。(三)17人委のサイズはほぼ現状程度が妥当と思ふがメンバーの交替制が好ましいと述べた。ソ連代表は發言中、米は植民地独立宣言を履行せよとし、太平洋信託諸島と続き沖縄と言及、米は米のDOMINATIONの下にあり核兵器を持つ米軍基地と云つていると述べた。右に対し松井代表より別電1の通り簡単に答弁権を行使した(米は答弁権行使せず)。

2. 17人委員会に關するAA起草委員会では当方より貴電第827号の旨趣旨に沿つて別電2の通りメモを提出、地方ギャップは別電3の文書を提出した(右ギャップ案はインドネシア、マリ案に対する修正または追加案と説明さ小している)。次回は22日頃の見込み。なお米代表部はAA起草委員と別電4の文書を既答した。同案に対するAA起草案の反響は概して冷淡なるものあり。

外務省

(2)

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

配府先

次官、黄田大使、官房長、亞、米、政、近、ア、系、國、情、
各、局、部、長、亞、米、米、米、政、米、系、米、國、米、系、米、北、
政、各、課、近、各、課、系、各、課、國、各、課、西、北

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 31251 平 國 改

國 連 20日 20、47 發

本 省 11月 21日 12.25 着

大 平 大 五 岡 崎 大 換

17人委員会報告の件

沖繩問題

第1708号

往電第1707号 別電 1.

(以下別紙英文)

配府先

(目連米電第1707号と同じ)

佐伯(3)

STATEMENT BY AMBASSADOR AKIRA MATSUI IN
EXERCISING THE RIGHT OF REPLY IN THE PLENARY MEETING
ON 20 NOVEMBER 1962

THE DISTINGUISHED REPRESENTATIVE OF THE SOVIET UNION
HAS, IN THE COURSE OF HIS STATEMENT, CHOSEN TO REFER,
IN SOME LENGTH, TO THE ISLANDS OF RYUKYU WHICH CONSTITUTE
AN INTEGRAL PART OF JAPAN.

ON THIS POINT I RESERVE THE RIGHT OF MY DELEGATION TO
REPLY TO THE DISTINGUISHED REPRESENTATIVE OF THE SOVIET UNION
AFTER DUE EXAMINATION OF HIS STATEMENT. AT THE PRESENT
MOMENT IT WOULD BE GOOD ENOUGH TO POINT OUT THAT THE MATTER
IS TOTALLY OUTSIDE THE SCOPE OF THE ITEM UNDER DISCUSSION
HERE.

北東アジア課長

国連第17回総会の動向(その10)

昭37.11.24
国連局

主席事務官

1. 概説

本会議はひきつづき植民地独立宣言履行特別委員会の報告につき審議続行中である。

第一委員会は11月19日、全面完全軍縮問題の審議を終了し、11月26日より核兵器使用禁止協定署名のための特別会議開催問題(議題26)の審議に入る予定。なお委員会は予防核戦争宣伝非難(議題93)に関する審議をジュネーブ18カ国軍縮委員会に移管することに決定した。

11月19日第4委員会は南西アフリカ問題に関する審議を終了し、目下ポルトガルの憲章違反問題(議題54)を審議している。

2. 植民地独立宣言履行特別委員会報告問題

本会議は、11月7日、植民地独立宣言履行特別委員会報告問題の審議を開始し、9日、

南
洋
方
議
班



15日および20日の3日間、本問題に関する一般討論を行なった。20日米国代表は共産帝国主義支配下の国で、過去1年内に自由を確保した国は1カ国もなかつたとて、初めて積極的にソ連の植民地主義を指摘する発言を行なつて一般の注目を惹き、これに対し、ソ連代表は、沖縄に触れて、米国の核兵器軍事基地と植民地独立宣言不履行を難詰する発言をもつて応酬した。わが方代表は、直ちに発言してソ連発言に対する答弁権行使につき留保を行なうとともに、沖縄は本議題下において審議すべき問題ではないと主張した。

3. 軍縮問題

(イ) アラブ連合およびオーストリア等33カ国より提出された、全面完全軍縮問題一般に関する決議案は、11月19日第1委員会で表決に付され、賛成97(わが国を含む)、反対なし、棄権1で採択された。

11月21日、右決議案は本会議において、賛成84(わが国を含む)、反対なし、棄権1でそのまま採択された。

(ロ) 核非武装化地帯設置問題

ラテン・アメリカ核非武装地帯設置のためのブラジル等4カ国共同決議案に関し、11月19日第1委員会は、本決議案の表決を本会議中の適当な時期まで関係国間の協議のため延期することに決定した。

4. 南西アフリカ問題

南西アフリカ問題を審議中の第4委員会は、11月19日同問題に関する決議案を表決に付し、三つの決議案を採択して、同問題に関

する審議を終了した。関係決議案の表決結果は次のとおり。

- (1) 南西アフリカ委員会提出の請願に関する決議案を異議なく採択。
- (2) A A 4 5 カ国決議案に対する米国修正案 ((1) (ロ) の 2 項より成り、ともに表現の緩和をはかるもの) を否決。
- (3) A A 4 5 カ国決議案を 9 6 (わが国を含む)、反対 0、棄権 1 (ポルトガル) で採択。
- (4) アルゼンティン等 2 / カ国提出の南西アフリカ委員会廃止に関する決議案 ((3) の決議案採択に伴ない不要となつた同委員会を廃止するもの) を異議なく採択。

5. 法律関係議題

11月19日、第6委員会において「国連憲章に従つた諸国家間の友好関係及び協力に関する国際法の原則」に関するアフガニスタン等12カ国決議案が提出された。

同決議案は、国連憲章に従つた諸国家間の関係は次の諸原則によつて支配されるべきであることを宣言している。

- (1) 諸国家は、脅迫や国連憲章に反する如何なる方法による国際関係における武力の行使をつつしみ、
- (2) 諸国家は、常に国際紛争を国際平和及び安全を危殆に瀕せしめない方法において話し合いやその他の平和的手段によつてのみ解決し、
- (3) 諸国家は、あらゆる面で世界平和を推進するために、国際関係のあらゆる分野において国連憲章の精神に則り互いに協力し、
- (4) 諸国民はすべて、自決の権利を有し、こ

れに基いて自由にその政治的立場を決定するとともに、経済的社会的文化的発展を追求し、

- (5) 国家はすべて、法的権能の自由な行使、即ち自国の政治形態の選択、自国の天然資源の自由な処分、完全な平等的立場における国際社会への参加を含む主権平等の権利を有し、他国の内政への如何なる形における干渉をもつつし、
- (6) 国家はすべて、条約上の義務及び国連の目的と原則に従った国際法の法源を尊重し実行すべきである。

国連総会審議状況

(1) 本会議

11月20日

植民地独立宣言履行特別委員会報告問題
審議続行。

(2) 第1委員会

11月19日

全面完全軍縮問題に関するアラブ連合・
オーストリア等諸国決議案を採択。

11月20日

大気圏外平和利用問題および朝鮮問題の
審議順序につき討議。

ソ連より南北鮮代表招請に関する決議案
(A/C.1/L.328)を提出。

11月21日

大気圏外平和利用問題を第5議題に、朝
鮮問題を第6議題とすることに決定。

(3) 特別政治委員会

11月19日

オマン問題審議開始

11月20日より23日まで

オマン問題審議続行。

(4) 第2委員会

11月16日

「工業化」「天然資源恒久主権」の審議開始。

「軍縮の経済社会的影響」に関する決議案に対するフランス等7カ国修正案、シリア修正案、米国修正案、アラブ連合再修正案等が提出。

11月19日

「経済開発」に関する決議案に対するアルジェリア等13カ国修正案が提出。

11月20日

「アフリカ教育開発」に関し、エチオピアおよびセネガルが共同決議案提出。

「地域分散」を審議。

11月23日

「天然資源恒久主権」に関する決議案に対する英国、米国共同修正案が提出。

(5) 第3委員会

11月5日～16日

人権規約案の審議。

11月19日

難民高等弁務官報告および庇護権に関する宣言案の審議開始。

11月21日

難民高等弁務官府を1964年1月から更に5年間存置する趣旨の決議案を91対0棄権/(ビルマ)で採択。

(6) 第4委員会

11月19日

南西アフリカ問題に関する決議案表決。

A A 45カ国決議案等3決議案を採択。

ポルトガルの憲章等違反問題(議題54)審議開始。

11月20日～11月21日

ポルトガルの憲章等違反問題審議続行。

(7) 第5委員会

11月19日～24日まで

1963年度予算見積に関する審議続行。

⑧ 第6委員会

11月19日

「国連憲章に従つた諸国家間の友好関係
と協力に関する国際法の原則」に関するア
フガニスタン等12カ国決議案提出。

北東アジア課長



電信写

総第	2628	号	昭和	38	年	1	月	29	日	20	時	00	分	送
略	第	61	号	至急	主符	函	取							
政務次官	班長、総、東													
事務次官	政東、米北													
外務審議官														
官房長														
在 國連	岡崎大使											宛	大平	大臣宛
在 米	朝海大使											宛		
件名	植民地独立宣言履行問題に関するソ連発言の件													
客年當電第1707号/。に關し														
仮議事録(A/PV/171)によればソ連代表は発言中米國はその植民地につき植民地独立宣言を履行しおらずと主張し、その例として客年3月の'New world'に掲載された Various of Colonialism と題する Hester 將軍の論文なるものを引用して沖繩に言及しているところ、目下閣会中の國會にお														

GB-6

外務省

電信写

いて沖繩問題に關連しソ連代表の上記發言につき質問があるものと予想されるので、念のため Hester 將軍の人物、立場、沖繩に關する同將軍の所説に對する米國政府の見解その他參考となるべき点につき至急米側に問合わせの上結果回電ありたい。米に転達した。

GB-7

外務省

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

38 2560 略 國政

國 連 1月29日1815終

春 省 30日0853着

大平大臣 岡崎大使

植民地独立宣言履行問題に関する以連発言の件

才106号

貴電才61号に因り

米代表部に連絡せるところ先方付直ちにワシントンに照会する旨述べた。取敢えず米に転電した。

(了)

配付先 次官、外審、官房長、亜米、政、条、口、情、総、長、
亜米、政、条、口、各、参、総、長、
政、東、条、規、口、政

抄

石上(佐藤)

北京アジア課長

秘

電信写

総第	3866	号	昭和38年2月8日20時00分発
略	第74号	号	主管 閣政
大	臣		
政	務次官		
事	務次官		
外	務審議官		
官	房長		
在	暹羅 副 領 事 大 使	宛	大平 大臣発
転	送 在 米 朝 海 大 使	宛	
件名	植民地独立宣言履行問題に関するソ連発言の件		
<p>往電第61号及び對電第106号に關し 国会における答弁準備の都合があるので(目下のところ質問は13日に行われる見込み)至急しかるべく米側の回答を督促されたい。 米へ転電した。</p>			

GB-6

外務省

北京アジア課長

秘

電信写

総第	3867	号	昭和38年2月8日20時00分発
略	第248号	号	至急 主管 閣政
大	臣		
政	務次官		
事	務次官		
外	務審議官		
官	房長		
在	米 朝 海 大 使	宛	大平 大臣発
転	送 在	宛	
件名	植民地独立宣言履行問題に関するソ連発言の件		
<p>暹羅代表部宛往電第74号転電</p>			

GB-6

外務省

北東アジア課長

秘

電信写

総第	4883	号	昭和38年2月18日17時35分発
階	第 95	号	至 送 主管 国政
大 臣	政務次官 事務次官 外務審議官 官房長		
在 脚 照	松井部長代理	宛	大平 大臣宛
伝 電	在 米 朝 海 大 使	宛	
件 名	植民地独立付与宣言履行問題に関するソ連発言の件		
往 電 第 74 号 に 関 し	13日に予定されていた御会費開は当日になつて延期されたが近日中にあらためて行なわれる見込みであるから、米側に対し重ねて回答を督促されたく、何分の儀折りかえし回答ありたい。米へ伝電した。		

GB-6

外務省

秘

電信写

総第	4884	号	昭和38年2月18日17時35分発
階	第 315	号	至 送 主管 国政
大 臣	政務次官 事務次官 外務審議官 官房長		
在 米 朝 海 大 使	宛	大平 大臣宛	
伝 電	在	宛	
件 名	植民地独立付与宣言履行問題に関するソ連発言の件		
国 連 代 表 部 宛 往 電 第 95 号 伝 電			

GB-6

外務省

主管課長へ
本電主管、配付先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

38 6033 略 国政
国 連 3月4日 1850巻
本 省 5日 0920着
大平大臣 松井部長代理

植民地独立宣言履行問題に関するソ連発言の件

オ238号 至急

往電オノ83号に関し

米代表部より本件ヘスター論文全文の
コピーを入手したので空送する。

なおヘスター論文掲載の NEW WORLD
REVIEW 欄外の註によれば同人は 1942年
より 45年 かけ DIRECTOR OF PROCUREMENT
FOR MILITARY SUPPLIED FOR GENERAL
MACARTHUR'S FORCES, SOUTH WEST
PACIFIC, UNDER REVERSE LEND-LEASE
(AUSTRALIA) であつたとされている。また

坂井 (佐藤)

8/23

外務省

主管課長へ
本電主管、配付先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

A/PV. 1171 による グレン代表 (ソ連) の
同論文引用は 是れは だ 不正確で 該当部分 本
文次の通り。

.....SAIPAN, THE MARSHALL, THE MARIANA AND CAROLINE
ISLANDS ARE TECHNICALLY HELD UNDER TRUSTEESHIP OF
THE U.S. GOVERNMENT. HOWEVER, ACCORDING TO MY
INFORMATION, MEMBERS OF THE U.N. TRUSTEESHIP
COUNCIL HAVE NOT BEEN PERMITTED TO INSPECT THESE
ISLANDS UNTIL VERY RECENTLY, AND THEN ONLY BRIEFLY
AND SUPERFICIALLY, BECAUSE OF U.S. SECURITY
REGULATIONS.

FOR ALL PRACTICAL PURPOSES, IT WOULD APPEAR
THAT THESE ISLANDS ARE CONTROLLED AND OWNED BY
THE U.S. GOVERNMENT WITHOUT ANY OUTSIDE SUPERVISION
JUST AS ARE THE COLONIES OF OTHER COLONIAL POWERS.
EVEN MORE DISTURBING IS THE CASE OF THE RYUKYU
ISLANDS WHICH INCLUDES OKINAWA OF WORLD WAR II
FAME. THESE ISLANDS BECAME A PART OF THE JAPANESE
EMPIRE IN 1879. THEY TOO ARE NOW CONTROLLED,
OWNED AND OPERATED AS A COLONY OF THE U.S. AND
WHAT OF FORMOSA, WHICH IS CLEARLY A PART OF CHINA?
THIS WAS AGREED AT CAIRO IN 1943, CONFIRMED AT

外務省

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

POTSDAM IN 1945, AND FORMOSA WAS RETURNED TO CHINA UNDER THE TERMS OF JAPAN'S SURRENDER IN THE FALL OF 1945, FOR ALL PRACTICAL PURPOSES FORMOSA NOW IS ALSO A COLONY OF THE UNITED STATES. CHIANG KAI-SHEK ONLY EXERCISES NOMINAL CONTROL THROUGH THE COURTESY OF THE SEVENTH U.S. FREET.....

(3)

配布先 ^{文庫} 次官、外審、官房長、米、豆、政、国、条
 情各局長、豆、米、政、^系国各参、統、
 豆北中、米北、政、国政、社、
 情道、次、外、資委、条各課

.....Saipan, the Marshall, the Mariana and Caroline Islands are technically held under Trusteeship of the U.S. Government. However, according to my information, members of the U.N. Trusteeship Council have not been permitted to inspect these islands until very recently, and then only briefly and superficially, because of U.S. security regulations.

For all practical purposes, it would appear that these islands are controlled and owned by the U.S. Government without any outside supervision just as are the colonies of other colonial powers. Even more disturbing is the case of the Ryukyu Islands which includes Okinawa of world war II fame. These Islands became a part of the Japanese Empire in 1879. They too are now controlled, owned and operated as a colony of the U.S. and what of Formosa, which is clearly a part of China ? This was agreed at Cairo in 1943, confirmed at Potsdam in 1945, and Formosa was returned to China under the terms of Japan's surrender in the fall of 1945, for all practical purposes Formosa now is also a colony of the United States. Chiang Kai-Shek only exercises nominal control through the courtesy of the seventh U.S. fleet